

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況																																																																																																																																							
			<p>○公共交通機関におけるバリアフリー化の状況</p> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> <th>(H27年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>81.8%</td> <td>83.3%</td> <td>84.8%</td> <td>86.0%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>82.7%</td> <td>82.0%</td> <td>83.7%</td> <td>89.6%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>87.5%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>84.8%</td> <td>84.8%</td> <td>85.3%</td> <td>85.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【転落防止のための設備を設置している駅】 3,356駅 3,400駅 3,408駅 3,449駅</p> <p>【内、ホームドアを設置している駅】 564駅 583駅 615駅 665駅</p> <p>・車両等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> <th>(H27年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>55.8%</td> <td>59.5%</td> <td>62.0%</td> <td>65.2%</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【ノンステップバス】</td> <td>41.0%</td> <td>43.9%</td> <td>47.0%</td> <td>50.1%</td> </tr> <tr> <td>【リフト付きバス】</td> <td>3.6%</td> <td>3.9%</td> <td>5.7%</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>【福祉タクシー】</td> <td>13,856台</td> <td>13,978台</td> <td>14,644台</td> <td>15,026台</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>24.5%</td> <td>28.6%</td> <td>32.2%</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>89.2%</td> <td>92.8%</td> <td>94.6%</td> <td>96.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、市町村による鉄道駅等を中心とした面的なバリアフリー化の取り組みを促進。</p> <p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> <th>(H27年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリー教室開催</td> <td>218回</td> <td>236回</td> <td>244回</td> <td>244回</td> </tr> </tbody> </table>		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)	【鉄軌道駅】	81.8%	83.3%	84.8%	86.0%	【バスターミナル】	82.7%	82.0%	83.7%	89.6%	【旅客船ターミナル】	87.5%	100%	100%	100%	【航空旅客ターミナル】	84.8%	84.8%	85.3%	85.7%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)	【鉄軌道車両】	55.8%	59.5%	62.0%	65.2%	バス車両					【ノンステップバス】	41.0%	43.9%	47.0%	50.1%	【リフト付きバス】	3.6%	3.9%	5.7%	5.9%	【福祉タクシー】	13,856台	13,978台	14,644台	15,026台	【旅客船】	24.5%	28.6%	32.2%	36.6%	【航空機】	89.2%	92.8%	94.6%	96.3%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)	バリアフリー教室開催	218回	236回	244回	244回	<p>○公共交通機関におけるバリアフリー化の状況</p> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>81.8%</td> <td>83.3%</td> <td>84.8%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>82.7%</td> <td>82.0%</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>87.5%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>84.8%</td> <td>84.8%</td> <td>85.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【転落防止のための設備を設置している駅】 3,356駅 3,400駅 3,408駅</p> <p>【内、ホームドアを設置している駅】 564駅 583駅 615駅</p> <p>・車両等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>55.8%</td> <td>59.5%</td> <td>62.0%</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【ノンステップバス】</td> <td>41.0%</td> <td>43.9%</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>【リフト付きバス】</td> <td>3.6%</td> <td>3.9%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>【福祉タクシー】</td> <td>13,856台</td> <td>13,978台</td> <td>14,644台</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>24.5%</td> <td>28.6%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>89.2%</td> <td>92.8%</td> <td>94.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリー教室開催</td> <td>218回</td> <td>236回</td> <td>244回</td> </tr> </tbody> </table>		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	【鉄軌道駅】	81.8%	83.3%	84.8%	【バスターミナル】	82.7%	82.0%	83.7%	【旅客船ターミナル】	87.5%	100%	100%	【航空旅客ターミナル】	84.8%	84.8%	85.3%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	【鉄軌道車両】	55.8%	59.5%	62.0%	バス車両				【ノンステップバス】	41.0%	43.9%	47.0%	【リフト付きバス】	3.6%	3.9%	5.7%	【福祉タクシー】	13,856台	13,978台	14,644台	【旅客船】	24.5%	28.6%	32.2%	【航空機】	89.2%	92.8%	94.6%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	バリアフリー教室開催	218回	236回	244回
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)																																																																																																																																							
【鉄軌道駅】	81.8%	83.3%	84.8%	86.0%																																																																																																																																							
【バスターミナル】	82.7%	82.0%	83.7%	89.6%																																																																																																																																							
【旅客船ターミナル】	87.5%	100%	100%	100%																																																																																																																																							
【航空旅客ターミナル】	84.8%	84.8%	85.3%	85.7%																																																																																																																																							
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)																																																																																																																																							
【鉄軌道車両】	55.8%	59.5%	62.0%	65.2%																																																																																																																																							
バス車両																																																																																																																																											
【ノンステップバス】	41.0%	43.9%	47.0%	50.1%																																																																																																																																							
【リフト付きバス】	3.6%	3.9%	5.7%	5.9%																																																																																																																																							
【福祉タクシー】	13,856台	13,978台	14,644台	15,026台																																																																																																																																							
【旅客船】	24.5%	28.6%	32.2%	36.6%																																																																																																																																							
【航空機】	89.2%	92.8%	94.6%	96.3%																																																																																																																																							
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)																																																																																																																																							
バリアフリー教室開催	218回	236回	244回	244回																																																																																																																																							
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)																																																																																																																																								
【鉄軌道駅】	81.8%	83.3%	84.8%																																																																																																																																								
【バスターミナル】	82.7%	82.0%	83.7%																																																																																																																																								
【旅客船ターミナル】	87.5%	100%	100%																																																																																																																																								
【航空旅客ターミナル】	84.8%	84.8%	85.3%																																																																																																																																								
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)																																																																																																																																								
【鉄軌道車両】	55.8%	59.5%	62.0%																																																																																																																																								
バス車両																																																																																																																																											
【ノンステップバス】	41.0%	43.9%	47.0%																																																																																																																																								
【リフト付きバス】	3.6%	3.9%	5.7%																																																																																																																																								
【福祉タクシー】	13,856台	13,978台	14,644台																																																																																																																																								
【旅客船】	24.5%	28.6%	32.2%																																																																																																																																								
【航空機】	89.2%	92.8%	94.6%																																																																																																																																								
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)																																																																																																																																								
バリアフリー教室開催	218回	236回	244回																																																																																																																																								
5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害者に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	国土交通省	<p>公共交通機関における案内設備の整備状況</p> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち、文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> <th>(H27年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>59.3%</td> <td>62.3%</td> <td>63.3%</td> <td>67.4%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>61.5%</td> <td>60.0%</td> <td>61.2%</td> <td>60.4%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%</td> <td>26.7%</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>97.0%</td> <td>97.0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている車両等（航空機は座席数が30以上の機体が対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> <th>(H27年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>59.6%</td> <td>60.9%</td> <td>63.1%</td> <td>65.4%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>30.7%</td> <td>34.4%</td> <td>38.3%</td> <td>41.4%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)	【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	63.3%	67.4%	【バスターミナル】	61.5%	60.0%	61.2%	60.4%	【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	26.7%	28.6%	【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	100%	100%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)	【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	63.1%	65.4%	【旅客船】	30.7%	34.4%	38.3%	41.4%	【航空機】	100%	100%	100%	100%	<p>公共交通機関における案内設備の整備状況</p> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち、文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている旅客施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>59.3%</td> <td>62.3%</td> <td>63.3%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>61.5%</td> <td>60.0%</td> <td>61.2%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%</td> <td>26.7%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>97.0%</td> <td>97.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている車両等（航空機は座席数が30以上の機体が対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H24年度末)</th> <th>(H25年度末)</th> <th>(H26年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>59.6%</td> <td>60.9%</td> <td>63.1%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>30.7%</td> <td>34.4%</td> <td>38.3%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	63.3%	【バスターミナル】	61.5%	60.0%	61.2%	【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	26.7%	【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	100%		(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	63.1%	【旅客船】	30.7%	34.4%	38.3%	【航空機】	100%	100%	100%																																																						
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)																																																																																																																																							
【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	63.3%	67.4%																																																																																																																																							
【バスターミナル】	61.5%	60.0%	61.2%	60.4%																																																																																																																																							
【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	26.7%	28.6%																																																																																																																																							
【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	100%	100%																																																																																																																																							
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)	(H27年度末)																																																																																																																																							
【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	63.1%	65.4%																																																																																																																																							
【旅客船】	30.7%	34.4%	38.3%	41.4%																																																																																																																																							
【航空機】	100%	100%	100%	100%																																																																																																																																							
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)																																																																																																																																								
【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	63.3%																																																																																																																																								
【バスターミナル】	61.5%	60.0%	61.2%																																																																																																																																								
【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	26.7%																																																																																																																																								
【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	100%																																																																																																																																								
	(H24年度末)	(H25年度末)	(H26年度末)																																																																																																																																								
【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	63.1%																																																																																																																																								
【旅客船】	30.7%	34.4%	38.3%																																																																																																																																								
【航空機】	100%	100%	100%																																																																																																																																								
5-(2)-3	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。	国土交通省	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、交通事業者において職員を対象とした研修等による教育訓練を実施	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、交通事業者において職員を対象とした研修等による教育訓練を実施																																																																																																																																							
5-(2)-4	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別の輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。	国土交通省 厚生労働省	○障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図る。	○障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図る。																																																																																																																																							
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	5-(3)-1	国土交通省	<p>バリアフリー法に基づき、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築、増築、改築、用途変更する際にバリアフリー対応を義務化。</p> <p>【一定の建築物のバリアフリー化率】 （平成24年度）52% （平成25年度）54% （平成26年度）55% （平成27年度末）集計中</p> <p>○地方公共団体におけるバリアフリー法に基づく条例付加状況を調査し、とりまとめた結果を国土交通省ホームページにて公表。 （参考）19地方公共団体にて条例付加を実施（平成28年1月時点）</p>	<p>バリアフリー法に基づき、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築、増築、改築、用途変更する際にバリアフリー対応を義務化。</p> <p>【一定の建築物のバリアフリー化率】 （平成24年度）52% （平成25年度）54% （平成26年度）55%</p> <p>○地方公共団体におけるバリアフリー法に基づく条例付加状況を調査し、とりまとめた結果を国土交通省ホームページにて公表。 （参考）19地方公共団体にて条例付加を実施（平成27年1月時点）</p>																																																																																																																																							

III 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
5-(3)-2	窓口業務を行う官庁施設について、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。	法務省	○窓口業務を行う法務局が入居する施設において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく建築物移動等円滑化誘導基準を満たす、高度なバリアフリー化を推進している。	○窓口業務を行う法務局が入居する施設において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、エレベーターの設置等高度なバリアフリー化を推進し、また庁舎新営に当たっては、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準を満たす整備を推進している。	
		国土交通省	○窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。	○窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。	
5-(3)-3	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。	国土交通省	○高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる都市公園の整備を推進するとともに、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の支援期限を平成25年度度末から平成30年度末に延長し、ユニバーサルデザインによる都市公園のバリアフリー化を一層推進。 ・都市公園におけるバリアフリー化比率 (H24年度) (H25年度) (H26年度) (H27年度) 【園路及び広場】 48% 49% 49% 集計中 【駐車場】 44% 44% 45% 集計中 【便所】 33% 34% 34% 集計中	○高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる都市公園の整備を推進するとともに、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の支援期限を平成25年度度末から平成30年度末に延長し、ユニバーサルデザインによる都市公園のバリアフリー化を一層推進。 ・都市公園におけるバリアフリー化比率 (H24年度) (H25年度) (H26年度) 【園路及び広場】 48% 49% 49% 【駐車場】 44% 44% 45% 【便所】 33% 34% 34%	
			○治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進。 ○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成27年度までに37規格を制定した。	○治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進。 ○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについては、平成26年度までに37規格を制定した。	
5-(3)-4	日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。	経済産業省	○「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。 整備箇所数累計 (平成20年度) 168か所 (平成21年度) 178か所 (平成22年度) 186か所 (平成23年度) 193か所 (平成24年度) 198か所 (平成25年度) 201か所 (平成26年度) 206か所 (平成27年度) 207か所	○「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。 整備箇所数累計 (平成20年度) 168か所 (平成21年度) 178か所 (平成22年度) 186か所 (平成23年度) 193か所 (平成24年度) 198か所 (平成25年度) 201か所 (平成26年度) 206か所	
5-(3)		国土交通省	【一定の建築物のうち、誘導的なバリアフリー化率】 (平成24年度) 12% (平成25年度) 14% (平成26年度) 16% (平成27年度) 集計中	【一定の建築物のうち、誘導的なバリアフリー化率】 (平成24年度) 12% (平成25年度) 14% (平成26年度) 16%	
		環境省	○国立・国定公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施し、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進した。	○国立・国定公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施し、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進した。	
防衛省			○飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、附帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）	○飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、附帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）	
			○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。 ○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。	○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。 ○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。	
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	5-(4)-1	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。	国土交通省	○地域包括支援センターや病院等の整備を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進している。 ○高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進するための先導的な住宅・まちづくり等の取組に対して支援を実施。 ○生活拠点の集約化については、高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。	○地域包括支援センターや病院等の整備を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進している。 ○高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進するための先導的な住宅・まちづくり等の取組に対して支援を実施。 ○生活拠点の集約化については、高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。
			5-(4)-2	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を推進する。	国土交通省
		防衛省	○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。 ○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。	○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。 ○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
5-(4)-3	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。	警察庁	○主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。 整備数（累計） （平成26年度末）39,468基 （平成27年度末）40,086基 うち歩車分離式信号整備状況（累計） （平成26年度末）8,499基 （平成27年度末）8,734基 うち音響式歩行者誘導付加装置整備状況（累計） （平成26年度末）3,335基 （平成27年度末）3,414基	○主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。 整備数（累計） （平成25年度末）38,487基 （平成26年度末）39,468基 うち歩車分離式信号整備状況（累計） （平成25年度末）7,986基 （平成26年度末）8,499基 うち音響式歩行者誘導付加装置整備状況（累計） （平成25年度末）3,271基 （平成26年度末）3,335基
5-(4)-4	障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。	警察庁	○信号灯器のLED化を推進。 整備数（累計） （平成26年度末）1,021,417基 （平成27年度末）1,103,887基	○信号灯器のLED化を推進。 整備数（累計） （平成25年度末）938,799基 （平成26年度末）1,021,417基
5-(4)-5	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。	警察庁	○最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出する「ゾーン30」について、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、平成27年度末までに2,490か所を整備。 整備数（累計） （平成26年度末）1,827か所 （平成27年度末）2,490か所	○最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出する「ゾーン30」について、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、平成26年度末までに1,827か所を整備。 整備数（累計） （平成25年度末）1,111か所 （平成26年度末）1,827か所
		国土交通省	○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等 が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用の交通安全対策を推進した。	○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等 が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用の交通安全対策を推進した。
5-(4)-6	バリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備を促進するとともに、携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進する。	国土交通省	○歩行者移動支援に資する各種データのオープンデータ化推進に向けて「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」を開設。 「オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン」を策定し公表。	○平成26年6月に、「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」（主宰：国土交通技監、委員長：坂村健東京大学大学院教授）を設立し、歩行者移動支援サービスの普及促進に必要な事項について検討を行った。

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 5. 生活環境

事項	現状(直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.2万人(平成24年度)	12.2万人(平成29年度)	102,288人(平成28年3月)	96,012人
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ⁱ	①81%(平成23年度末) ②93%(平成23年度末) ③78%(平成23年度末)	①約100%(平成32年度末) ②約100%(平成32年度末) ③約100%(平成32年度末)	86.1% 93.6% 83.0%	84.8% 93.2% 81.9%
特定道路におけるバリアフリー化率 ⁱⁱ	77%(平成23年度末)	約100%(平成32年度末)	86%	85%
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 ⁱⁱⁱ	園路及び広場： 48%(平成23年度末) 駐車場： 44%(平成23年度末) 便所： 33%(平成23年度末)	園路及び広場： 約60%(平成32年度末) 駐車場： 約60%(平成32年度末) 便所： 約45%(平成32年度末)	集計中 集計中 集計中	49% 45% 34%
特定路外駐車場のバリアフリー化率 ^{iv}	47%(平成23年度末)	約70%(平成32年度末)	集計中	56.1%
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ^v	50%(平成23年度末)	約60%(平成32年度末)	集計中	55%
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	18%(平成23年度末)	約30%(平成32年度末)	集計中	16%
車両等のバリアフリー化率 ^{vi}	①53%(平成23年度) ②38%(平成23年度) ③3%(平成23年度) ④13,099台(平成23年度) ⑤21%(平成23年度) ⑥86%(平成23年度)	①約70%(平成32年度末) ②約70%(平成32年度末) ③約25%(平成32年度末) ④約28,000台(平成32年度末) ⑤約50%(平成32年度末) ⑥約90%(平成32年度末)	65.2% 50.1% 5.9% 15,026台 36.6% 96.3%	62.0% 47.0% 5.7% 14,644台 32.2% 94.6%
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%(平成20年度)	28%(平成32年度)	—(5年ごとに調査)	—(5年ごとに調査)
高齢者(65歳以上の者)が居住する住宅のバリアフリー化率(一定のバリアフリー化率)	37%(平成20年度)	75%(平成32年度)	—(5年ごとに調査)	—(5年ごとに調査)
高齢者(65歳以上の者)が居住する住宅のバリアフリー化率(高度のバリアフリー化率)	9.5%(平成20年度)	25%(平成32年度)	—(5年ごとに調査)	—(5年ごとに調査)

- i 1日当たりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- ii バリアフリー法に規定する特定道路*のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。
*特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- iii 特定公園施設(バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iv 特定路外駐車場(駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場)のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
- v 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。
- vi 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く)のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
<p>6. 情報アクセシビリティ</p> <p>(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上</p>	6-(1)-1	<p>総務省</p> <p>○高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。(平成23年度以前は、独立行政法人情報通信研究機構(現 国立研究開発法人情報通信研究機構)を通じ、実施。)</p> <p>平成9年度から平成27年度まで過去19年間で、のべ181件、うち平成27年度は音声指示によるウェブ動画コンテンツの検索と再生操作の研究開発等4件の助成を実施。</p> <p>○独立行政法人情報通信研究機構(現 国立研究開発法人情報通信研究機構)を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>平成13年度から平成27年度までの過去15年間で、のべ120件、うち平成27年度は聴覚障害者向けの電話リレーサービス等5件の助成を実施。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成27年度まで、のべ83件、うち平成27年度は11件の助成を実施。</p> <p>○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「シーズ(技術)」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。(平成27年度は、11月に大阪、2月に東京で開催：参加企業 計96社、参加者 計532名)</p> <p>経済産業省</p> <p>○電気通信事業者、機器メーカー、学識経験者や障害者の方が参加する情報通信アクセス協議会が策定しホームページで公表している「携帯電話等アクセシビリティ配慮チェックシート」の普及活動支援や、「情報アクセシビリティ・フォーラム2015(平成27年12月開催：主催 全日本ろうあ連盟)」にて協議会が行う展示出展について、出展に向けての検討活動の支援を実施した。</p>	<p>○高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。(平成23年度以前は、独立行政法人情報通信研究機構(現 国立研究開発法人情報通信研究機構)を通じ、実施。)</p> <p>平成9年度から平成26年度まで過去18年間で、のべ177件、うち平成26年度は音声指示によるウェブ動画コンテンツの検索と再生操作の研究開発等4件の助成を実施。</p> <p>○独立行政法人情報通信研究機構(現 国立研究開発法人情報通信研究機構)を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>平成13年度から平成26年度までの過去14年間で、のべ115件、うち平成26年度は聴覚障害者向けの電話リレーサービス等7件の助成を実施。</p> <p>○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成26年度の過去5年間で、のべ72件、うち平成26年度は11件の助成を実施。</p> <p>○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「シーズ(技術)」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。(平成27年3月開催：参加企業62社、参加者442名)</p> <p>○電気通信事業者、機器メーカー、学識経験者や障害者の方が参加する情報通信アクセス協議会等の場において、製造業者向けに平成27年1月の携帯電話等アクセシビリティ配慮チェックシート策定に協力した。当チェックシートは情報通信アクセス協議会のHPで公開されている。</p>
	6-(1)-2	<p>内閣府</p> <p>○内閣府ではウェブコンテンツのアクセシビリティ等の規格である日本工業規格 JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」を元に平成17年度から「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」及び「Webコンテンツ作成ガイドライン」等を整備し、ウェブコンテンツ制作事業者調達の際、内閣府でウェブコンテンツが関わる仕様書には本ガイドライン類を添付し、これに沿って作成するよう指導している。</p> <p>金融庁</p> <p>○金融庁業務支援統合システムの設計・開発において、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針 一情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部ウェブコンテンツ」等の文書を参照し、アクセシビリティとユニバーサルデザインに配慮した画面設計・開発を行う旨を調達仕様書に明記し、調達を実施している。(平成20年度～)</p> <p>法務省</p> <p>○要件定義書を作成する際には、情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本工業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載することとしている。</p> <p>文部科学省</p> <p>○情報通信機器等の調達を行う場合は、「情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本工業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載する。」と書かれた「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づき、行うよう周知している。</p> <p>経済産業省</p> <p>○日本工業規格 JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」を平成24年度に制定されたウェブアクセシビリティに関する国際規格(ISO/IEC 40500:2012)の一致規格とし、それを改正した。</p> <p>環境省</p> <p>○JIS X 8341-3:2010を元に作成した環境省ウェブサイト作成ガイドライン及び環境省ホームページウェブアクセシビリティ対応基準書を平成25年度に策定し、ウェブコンテンツの調達の際、仕様書に本ガイドラインに沿って作成することを定め、調達を実施している。</p> <p>防衛省</p> <p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。</p> <p>○日本工業規格(JIS X 8341-3:2010)に基づくウェブアクセシビリティ方針を策定し、ホームページで公開。</p>	<p>○内閣府ではウェブコンテンツのアクセシビリティ等の規格である日本工業規格 JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」を元に平成17年度から「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」及び「Webコンテンツ作成ガイドライン」等を整備し、ウェブコンテンツ制作事業者調達の際、内閣府でウェブコンテンツが関わる仕様書には本ガイドライン類を添付し、これに沿って作成するよう指導している。</p> <p>○金融庁業務支援統合システムの設計・開発において、日本工業規格「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針 一情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部ウェブコンテンツ」等の文書を参照し、アクセシビリティとユニバーサルデザインに配慮した画面設計・開発を行う旨を調達仕様書に明記し、調達を実施している。(平成20年度～)</p> <p>○情報システム用機器等(開発用機器等及び保守用機器等を含む。)を調達する場合には、国際規格・日本工業規格等のオープンな標準に基づく要求要件を優先することとしている。</p> <p>○「政府統計共同利用システムに係る自動連携及び集計システム」について、電子政府ユーザビリティガイドラインに準拠しシステム構築を実施した。</p> <p>○平成24年度に制定されたウェブアクセシビリティに関する国際規格に沿った日本工業規格を開発するための委員会が組織化され、当該日本工業規格の開発活動を開始した。</p> <p>○JIS X 8341-3:2010を元に作成した環境省ウェブサイト作成ガイドラインを平成25年度に策定し、ウェブコンテンツの調達の際、仕様書に本ガイドラインに沿って作成することを定め、調達を実施している。</p> <p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。</p>
	6-(1)-3	<p>厚生労働省</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、脳からの信号を利用してコミュニケーションや運動の補助などを行う「ブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)」技術を用いた、障害者の自立支援機器の開発・実証評価等、情報通信機器の研究開発を実施。</p>	<p>○国立障害者リハビリテーションセンター研究所において、脳からの信号を利用してコミュニケーションや運動の補助などを行う「ブレイン・マシン・インターフェイス(BMI)」技術を用いた、障害者の自立支援機器の開発等、情報通信機器の研究開発を実施。</p>
	6-(1)-4	<p>厚生労働省</p> <p>○障害者ITサポートセンター運営事業において、障害者等の情報通信技術(IT)の活用機会や活用能力の格差を正を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を26都道府県(平成27年度)で実施。</p>	<p>○障害者ITサポートセンター運営事業において、障害者等の情報通信技術(IT)の活用機会や活用能力の格差を正を図るための総合的なサービス拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営する事業を26都道府県(平成26年度)で実施。</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(2) 情報提供の充実等	6-(2)-1	総務省	<p>○「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施。平成27年度において、字幕番組助成件数は34,846本、解説番組助成件数は1,641本、手話番組助成件数は1,185本。</p> <p>【（参考値）平成27年度の総放送時間に占める字幕放送等の割合】 （※集計中 平成28年12月初旬めど取りまとめ予定）</p> <p>○一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本広告業協会、公益社団法人日本アドバイザーズ協会の3団体の連携の場である「字幕付きCM普及推進協議会」において、字幕付きCMの普及に向けた取組を実施中。</p>	<p>○「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作に対する助成を実施。平成26年度において、字幕番組助成件数は31,259本、解説番組助成件数は955本、手話番組助成件数は1,035本。</p> <p>【（参考値）平成26年度の総放送時間に占める字幕放送等の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字幕放送時間 NHK総合 75.9%、NHK教育 62.7%、在京キー5局平均 57.5% ・解説放送時間 NHK総合 10.0%、NHK教育 13.7%、在京キー5局平均 2.3% ・手話放送時間 NHK総合 0.2%、NHK教育 2.6%、在京キー5局平均 0.1% <p>○「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」を開催（平成26年1月～）し、字幕付きCMの普及に向けた具体的方策等について検討を行った（平成26年7月3日、取りまとめを公表）。</p>
	6-(2)-2	厚生労働省	<p>○全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各自治体に周知。（平成28年4月1日現在51か所）</p>	<p>○全都道府県設置に向けて、障害保健福祉関係全国主管課長会議等を通じて各自治体に周知。（平成27年4月1日現在51か所）</p>
	6-(2)-3	総務省	<p>○高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。（平成23年度以前は、独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じ、実施。）</p> <p>平成9年度から平成27年度まで過去19年間で、のべ181件、うち平成27年度は聴覚障害者向け会議支援システム等4件の助成を実施。</p> <p>○独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>平成13年度から平成27年度までの過去15年間で、のべ120件、うち平成27年度は聴覚障害者向けの電話リレーサービス等5件の助成を実施。</p>	<p>○高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。（平成23年度以前は、独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じ、実施。）</p> <p>平成9年度から平成26年度まで過去18年間で、のべ177件、うち平成26年度は聴覚障害者向け会議支援システム等4件の助成を実施。</p> <p>○独立行政法人情報通信研究機構（現 国立研究開発法人情報通信研究機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その経費の2分の1を上限として助成を実施。</p> <p>平成13年度から平成26年度までの過去14年間で、のべ115件、うち平成26年度は聴覚障害者向けの電話リレーサービス等7件の助成を実施。</p>
	6-(2)-4	総務省 文部科学省	<p>○「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」に沿って制作支援ツールを開発し、ツールを用いて制作した電子書籍を検証・評価。</p> <p>○通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対して、教科書の文字を音声で読み上げるなどの音声教材がボランティア団体等により製作されており、希望する児童生徒に無償で提供されている。</p> <p>なお、平成26年度から製作団体に対して、音声教材の効率的な製作・提供等に資するための経費を支援（文部科学省による委託事業を実施）するとともに、全国の教育委員会等を対象とした音声教材普及推進のための会議を開催。</p> <p>※平成27年度末において、小学校346点、中学校182点の音声教材が製作された。</p>	<p>○アクセシビリティに配慮された電子書籍の普及のため、「音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン」を策定（同ガイドラインは平成27年4月に総務省ホームページで公表）。</p> <p>○通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対して、教科書の文字を音声で読み上げるなどの音声教材がボランティア団体等により製作されており、希望する児童生徒に無償で提供されている。</p> <p>なお、平成26年度から製作団体に対して、音声教材の効率的な製作・提供等に資するための経費を支援（文部科学省による委託事業を実施）するとともに、全国の教育委員会等を対象とした音声教材普及推進のための会議を開催。</p> <p>※平成26年度末において、小学校279点、中学校153点の音声教材が製作された。</p>
	6-(2)-5	財務省	<p>○財務省は、国立印刷局、日本銀行とともに、平成25年4月26日に「日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組み」を公表。その後、具体的な3つの取組みとして、①改良五千円券の発行（平成26年5月12日発行開始）や、②スマートフォン用券種識別アプリ（言う吉くん）の提供（平成25年12月3日配信開始）、③券種識別専用機器について民間企業等へ技術情報の提供を継続的に実施している。また、券種の識別性に関し、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等を実施している。</p> <p>※なお、アプリのダウンロード数は、平成27年度末時点で12,998件に達した。</p>	<p>○財務省は、国立印刷局、日本銀行とともに、平成25年4月26日に「日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組み」を公表。その後、具体的な3つの取組みとして、①改良五千円券の発行（平成26年5月12日発行開始）や、②スマートフォン用券種識別アプリ（言う吉くん）の提供（平成25年12月3日配信開始）、③券種識別専用機器について民間企業等へ技術情報の提供を行った（平成26年度中に民間企業2社が製品化）。また、券種の識別性に関し、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等を実施している。</p> <p>※なお、アプリのダウンロード数は、平成26年度末時点で11,986件に達した。</p>
6-(2)-6	総務省	<p>○障害者団体、総務省、厚生労働省、日本郵便(株)による4者協議において、引き続き検討しているところ。</p>	<p>○障害者団体、総務省、厚生労働省、日本郵便(株)による4者協議において、引き続き検討しているところ。</p>	
6-(2)	内閣府	<p>○政府広報として、政府の施策を理解しやすくとめた音声広報CD、点字・大活字広報誌を年6回作成し、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、盲学校、都道府県立図書館及び地方公共団体等へ配布。音声広報CD及び点字・大活字広報誌については、内閣府政府広報室が運営する政府広報オンラインにおいてダウンロードサービスを実施。</p>	<p>○政府広報として、政府の施策を理解しやすくとめた音声広報CD、点字・大活字広報誌を年6回作成し、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、盲学校、都道府県立図書館及び地方公共団体等へ配布。音声広報CD及び点字・大活字広報誌については、内閣府政府広報室が運営する政府広報オンラインにおいてダウンロードサービスを実施。</p>	
	消費者庁	<p>○国民生活センターでは「2016年版くらしの豆知識」（DAISY規格デジタル録音図書版）を作成し、全国の消費生活センター、全国の点字図書館等に配布。</p>	<p>○国民生活センターでは「2015年版くらしの豆知識」（DAISY規格デジタル録音図書版）を作成し、全国の消費生活センター、点字図書館等に配布。</p>	

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(3) 意思疎通支援の充実	6-(3)-1 厚生労働省	<p>○手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行う各指導者を養成。</p> <p>○地域生活支援事業において、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成、派遣を実施。 ※都道府県及び市町村における、各事業の平成27年度実施体制整備状況（平成28年7月29日時点速報値）は以下の通り。 (1) 都道府県事業（以下の数値は各事業（奉仕員等養成研修事業を除く）の実施体制を整備している都道府県・政令都市・中核市数） 手話通訳者養成研修事業：102か所 要約筆記者養成研修事業：103か所 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業：91か所 奉仕員等養成研修事業：45か所 （※実施都道府県数（平成28年8月29日時点速報値）） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業：101か所 (2) 市町村事業（以下の数値は各事業（奉仕員等養成研修事業を除く）の実施体制を整備している市町村数） 手話奉仕員養成研修事業：1,100か所 奉仕員等養成研修事業：273か所 （※実施市町村数（平成28年8月29日時点速報値）） 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）：1,615か所 意思疎通支援事業（要約筆記者派遣）：1,303か所 手話通訳者設置事業：679か所</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、手話通訳士の養成を実施。また、現に従事している手話通訳士及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の企画立案を担当する者を対象に研修を実施。</p>	<p>○手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行う各指導者を養成。</p> <p>○地域生活支援事業において、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等の養成、派遣を実施。 ※都道府県及び市町村における、各事業の平成26年度実施体制整備状況は以下の通り。 (1) 都道府県事業（以下の数値は各事業（奉仕員等養成研修事業を除く）の実施体制を整備している都道府県・政令都市・中核市数） 手話通訳者養成研修事業：92か所 要約筆記者養成研修事業：97か所 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業：83か所 奉仕員等養成研修事業：45か所（※実施都道府県数） 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業：97か所 (2) 市町村事業（以下の数値は各事業（奉仕員等養成研修事業を除く）の実施体制を整備している市町村数） 手話奉仕員養成研修事業：1,040か所 奉仕員等養成研修事業：280か所（※実施市町村数） 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣）：1,625か所 意思疎通支援事業（要約筆記者派遣）：1,307か所 手話通訳者設置事業：668か所</p> <p>○国立障害者リハビリテーションセンター学院において、手話通訳士の養成を実施。また、現に従事している手話通訳士及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の企画立案を担当する者を対象に研修を実施。</p>
	6-(3)-2 厚生労働省	<p>○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成27年度まで、のべ83件、うち平成27年度は11件の助成を実施。</p> <p>○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「サイズ（技術）」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。（平成27年度は、11月に大阪、2月に東京で開催：参加企業 計96社、参加者 計532名）</p> <p>○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（情報・意思疎通支援用具を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>	<p>○障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行う「障害者自立支援機器等開発促進事業」を実施。平成22年度から平成26年度の過去5年間で、のべ72件、うち平成26年度は11件の助成を実施。</p> <p>○加えて、平成26年度から、障害者自立支援機器の実用化、利活用を推進するため、開発者が持つ「サイズ（技術）」と障害当事者等が持つ「ニーズ」のマッチングを図る交流会を開催。（平成27年3月開催：参加企業 62社、参加者 442名）</p> <p>○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（情報・意思疎通支援用具を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p>
	6-(3)-3 厚生労働省 経済産業省	<p>○意思疎通支援事業において、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳などによる支援事業を実施。</p> <p>○平成17年度に、日本工業規格 T0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則を制定し、意思疎通を支援するための絵記号を作成する際の原則を定めるとともに、様々な状況を表現した絵記号の例示を300件作成し、電子ファイルが無償で提供。平成27年度も継続。</p> <p>○鉄道、バスなどの公共交通事業者に対して日本工業規格 T0103にほぼ準拠したコミュニケーション支援ボードを公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団より約1万6000部配布済み。（平成28年8月末時点）</p>	<p>○意思疎通支援事業において、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳などによる支援事業を実施。</p> <p>○平成17年度に、日本工業規格 T0103 コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則を制定し、意思疎通を支援するための絵記号を作成する際の原則を定めるとともに、様々な状況を表現した絵記号の例示を300件作成し、電子ファイルが無償で提供。平成26年度も継続。</p> <p>○鉄道、バスなどの公共交通事業者に対して日本工業規格 T0103にほぼ準拠したコミュニケーション支援ボードを公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団より約1万4000部配布済み。（平成27年10月時点）</p>
(4) 行政情報のバリアフリー化	6-(4)-1 内閣府 警察庁	<p>○内閣府では平成17年度にJIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」：2004に準拠して制定した「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」のJIS X 8341-3:2010への改定を平成23年度に実施、及び、平成23年度からウェブアクセシビリティに関する職員講習並びに支援を実施し、継続的にウェブアクセシビリティに対する職員の意識向上を図っている。</p> <p>○内閣府では平成25年3月末に、ウェブアクセシビリティ方針を定め、内閣府ホームページ上に公開している。平成28年3月末に改定版を公開した。また、ウェブサイト一式について、平成28年3月末を目標として等級AAに一部準拠するものとし、JIS X 8341-3:2010に基づきアクセシビリティ対応状況を試験し、平成25年3月末より継続的にウェブアクセシビリティ検証結果をホームページ上で表明している。平成28年3月末のウェブアクセシビリティ検証結果は達成等級Aに一部準拠であったため、引続き準拠に努める。</p> <p>○平成28年3月22日改正のJIS X 8341-3:2016への見直し等対応は平成28年度に実施予定</p> <p>○高齢者や視覚障害のある利用者へ配慮し、平成16年度から、国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトに「音声読み上げ・文字拡大」機能を導入しているところであるが、平成28年度に国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトを政府共通プラットフォームへ移行させるのを機に、全コンテンツをJIS X 8341-3:2016のレベルAAに準拠させる予定である。（参考）JIS規格の改正により、「達成等級」→「適合レベル」と用語変更がされたため。</p>	<p>○内閣府では平成17年度にJIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」：2004に準拠して制定した「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」のJIS X 8341-3:2010への改定を平成23年度に実施、及び、平成23年度からウェブアクセシビリティに関する職員講習並びに支援を実施し、継続的にウェブアクセシビリティに対する職員の意識向上を図っている。</p> <p>○内閣府では平成25年3月末に、ウェブアクセシビリティ方針を定め、内閣府ホームページ上に公開している。また、ウェブサイト一式について、平成28年3月末を目標として等級AAに一部準拠するものとし、JIS X 8341-3:2010に基づきアクセシビリティ対応状況を試験し、平成25年3月末より継続的にウェブアクセシビリティ検証結果をホームページ上で表明している。平成27年3月末のウェブアクセシビリティ検証結果は達成等級Aに一部準拠していた。</p> <p>○高齢者や視覚障害のある利用者へ配慮し、平成16年度から、国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトに「音声読み上げ・文字拡大」機能を導入しているところであるが、平成28年度に国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトを政府共通プラットフォームへ移行させるのを機に、全コンテンツをJIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠させる予定である。</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		金融庁	<p>○金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。</p> <p>○ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している。（平成22年12月～）</p> <p>○また、平成29年度に予定している金融庁ウェブサイトの政府共通プラットフォームへの移行を機に、アクセシビリティ方針の策定やウェブアクセシビリティの検証を実施し、JIS X 8341-3：2016に準拠させる予定である。</p>	<p>○金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。</p> <p>○ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している。（平成22年12月～）</p> <p>○また、平成29年度に予定している金融庁ウェブサイトの政府共通プラットフォームへの移行を機に、アクセシビリティ方針の策定やウェブアクセシビリティの検証を実施し、JIS X 8341-3：2016に準拠させる予定である。</p>
		消費者庁	<p>○国民生活センターホームページでは、継続的なアクセシビリティ確保のために、「国民生活センターホームページ作成ガイドライン」に基づくコンテンツ作りを実施した。</p>	<p>○国民生活センターホームページでは、平成25年度実施した「JIS X 8341-3:2010に基づく試験」でウェブアクセシビリティ方針に適合しなかった項目について、平成26年度に改善を完了した。</p> <p>さらに、継続的なアクセシビリティ確保のために、「国民生活センターホームページ作成ガイドライン」に基づくコンテンツ作りを実施した。</p>
		復興庁	<p>○復興庁ホームページにおいて、日本工業規格(JISX8341-3:『高齢者・障害者等配慮設計指針_情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部:ウェブコンテンツ』)に準拠した対応を行い、より多くの利用者が場所や機器など利用環境を問わず利用できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページ作りを目指している。</p>	<p>○復興庁ホームページにおいて、日本工業規格(JISX8341-3:『高齢者・障害者等配慮設計指針_情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部:ウェブコンテンツ』)に準拠した対応を行い、より多くの利用者が場所や機器など利用環境を問わず利用できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページ作りを目指している。</p>
		総務省	<p>○障害者差別解消法の施行やJIS X 8341-3の改正を踏まえて、公的機関がウェブアクセシビリティの確保に取り組む際の手順等を解説した「みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」を改定し、平成28年4月に「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」を公表した。</p> <p>○JIS X 8341-3の改正やHTML5等のウェブ技術の進展を踏まえて、ホームページのアクセシビリティ評価ツール「miChecker」を改定し、平成28年4月に「miChecker Ver. 2.0」を公表した。</p> <p>○平成17年度に公表した「障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」を更新し、平成28年7月に公表した。</p> <p>○平成27年4月1日現在、都道府県は37団体(78.7%)、市区町村は1,018団体(58.5%)が、JIS X 8341-3:2010に準拠したホームページを作成している旨を表明。(出典：地方自治情報管理概要)</p> <p>○また、総務省ホームページについては、音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めるとともに、平成24年度から総務省ウェブアクセシビリティ方針を策定し、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう努めている。平成25年度からは、みんなの公共サイト運用モデルで定められているとおり、達成目標を等級「AA」に設定し、ウェブアクセシビリティの推進に努めている。</p>	<p>○平成22年9月から「みんなの公共サイトの公共サイト運用モデルの改定に関する研究会」を開催し、高齢者や障害者を含めた誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるよう、具体的なウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」を取りまとめ、平成23年3月に公表した。</p> <p>○国、地方公共団体等におけるウェブアクセシビリティ評価の取組を促進するため、アクセシビリティのチェックツールとして、「みんなのアクセシビリティ評価ツール(miChecker)」を開発し、平成23年3月に公表した。</p> <p>○平成26年4月1日現在、都道府県は32団体(68.1%)、市町村は916団体(52.6%)が、JIS X 8341-3:2010に準拠したホームページを作成している旨を表明。(出典：地方自治情報管理概要)</p> <p>○平成26年度に「公共分野におけるウェブアクセシビリティの普及に関する調査研究」を実施し、報告書を公表した。</p> <p>○また、音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めるとともに、平成24年度から総務省ウェブアクセシビリティ方針を策定し、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう努めている。平成25年度からは、みんなの公共サイト運用モデルで定められているとおり、達成目標を等級「AA」に設定し、ウェブアクセシビリティの推進に努めている。</p>
		法務省	<p>○法務省ホームページにおいて、色変更・音声読み上げ・文字拡大等のアクセシビリティ支援ツールを導入しており、高齢者や障害者を含む全ての人にとって利用しやすいものとなるよう配慮している。</p> <p>○平成22年からJIS X 8341-3に基づくウェブアクセシビリティ指針を作成し、達成等級Aに一部準拠することを目標としている。また、年に一回以上、職員研修を開催し、職員のアクセシビリティ意識の向上と、指針の内容の周知に努めている。</p> <p>○平成23年3月から、コンテンツ管理システム(CMS)に、等級Aに準拠したアクセシビリティチェック機能を導入し、同機能を活用してのアクセシビリティ確保を確実にしている。さらに、平成27年3月からは、アクセシビリティチェック機能の等級をAAに引き上げ、さらなるアクセシビリティの確保に努めている。</p>	<p>○法務省ホームページにおいて、色変更・音声読み上げ・文字拡大等のアクセシビリティ支援ツールを導入しており、高齢者や障害者を含む全ての人にとって利用しやすいものとなるよう配慮している。</p> <p>○平成22年からJIS X 8341-3に基づくウェブアクセシビリティ指針を作成し、達成等級Aに一部準拠することを目標としている。また、年に一回以上、職員研修を開催し、職員のアクセシビリティ意識の向上と、指針の内容の周知に努めている。</p> <p>○平成23年3月から、コンテンツ管理システム(CMS)に、等級Aに準拠したアクセシビリティチェック機能を導入し、同機能を活用してのアクセシビリティ確保を確実にしている。さらに、平成27年3月からは、アクセシビリティチェック機能の等級をAAに引き上げ、さらなるアクセシビリティの確保に努めている。</p>
		外務省	<p>○外務省ホームページについては、利用者にとって使いやすいウェブサイト作りを目指しており、平成27年度には、平成26年度に実施したJIS X 8341-3:2010に基づくウェブアクセシビリティ検証の試験結果を踏まえ、CMSテンプレートの改修を行ったほか、試験対象ページにおける指摘事項の改善対応を行った。平成28年度には、改正されたJIS X 8341-2016に基づくウェブアクセシビリティ検証の試験を実施し、結果を公開する予定。</p>	<p>○外務省ホームページについては、利用者にとって使いやすいウェブサイト作りを目指しており、平成26年度にはJIS X 8341-3:2010に基づくウェブアクセシビリティの検証を実施し、その試験結果を外務省ホームページ上に公開した(「等級」Aに一部準拠)。上記試験の結果を踏まえ、今後も更なる改善に取り組んでいく予定。</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	財務省	<p>○財務省ウェブサイトにおいては、JIS X 8341-3:2010に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるところであり、平成26年4月からは、アクセシビリティチェック機能が付随したCMSを導入。</p> <p>○「みんなの公共サイト運用モデル改訂版(2010年度)」に基づき、現状把握のために全ページを対象としたシステム検証を実施し、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公表。</p> <p>○達成等級AA準拠に向けて、CMSの更改に併せてテンプレートの改修を実施するほか、全ファイル解析、職員研修、コンテンツの修正、試験の実施をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、ウェブアクセシビリティの強化に積極的に取り組んでいく予定にしており、当該経費を平成28年度予算に計上した。</p> <p>○国税庁ホームページ(財産評価基準書は除く)は、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠することを目標としているところ、国税庁ホームページ、e-Taxホームページ及び公売情報ホームページは、JISX 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠しており、財産評価基準書は、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに一部準拠している(国税庁ホームページで公表して)。</p> <p>○ウェブアクセシビリティ試験結果の公表状況については、平成27年3月に国税庁ホームページで公表している。</p>	<p>○財務省ウェブサイトにおいては、JIS X 8341-3:2010に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるところであり、平成26年4月からは、アクセシビリティチェック機能が付随したCMSを導入。</p> <p>○「みんなの公共サイト運用モデル改訂版(2010年度)」に基づき、現状把握のための試験を実施し、ウェブアクセシビリティ方針の策定を行った上で、計画的な取り組みを進めて行く予定。</p> <p>○国税庁ホームページ(財産評価基準書は除く)は、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠することを目標としているところ、国税庁ホームページ、e-Taxホームページ及び公売情報ホームページは、JISX 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠しており、財産評価基準書は、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに一部準拠している。</p> <p>○ウェブアクセシビリティ試験結果の公表状況については、平成27年3月に国税庁ホームページで公表している。</p>
	文部科学省	<p>○文部科学省では、ウェブコンテンツのアクセシビリティ規格であるJIS X 8341-3:2010に基づくウェブアクセシビリティ方針を、ホームページ上に公開している。</p> <p>○さらに、ウェブアクセシビリティに関する省内研修も実施。</p>	<p>○文部科学省では、ウェブコンテンツのアクセシビリティ規格であるJIS X 8341-3:2010に基づくウェブアクセシビリティ方針を、ホームページ上に公開している。また、平成27年3月にはウェブアクセシビリティの検証を実施し、試験結果をホームページで公開し、引き続き、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したコンテンツを作成している。</p> <p>○さらに、ウェブアクセシビリティに関する省内研修も実施。</p>
	農林水産省	<p>○農林水産省ホームページについて、平成17年度から高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを作成している。また、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入し、平成27年度も職員研修を行うなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進している。</p> <p>○厚生労働省ホームページでは、平成16年3月末から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の導入と「点字ファイル」の提供を行っている。</p> <p>○平成23年3月末のホームページリニューアル時に「ウェブアクセシビリティに関するガイドライン」を定め、ホームページ上で公開している。また、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」における等級A(シングルA)のレベルを達成するホームページ作成に取り組んでおり、継続して、環境を問わずに誰でも必要とする情報が得られるホームページづくりを目指し、アクセシビリティの向上に努めている。</p> <p>○平成27年3月にウェブアクセシビリティの検証を実施し、達成等級Aに一部準拠していた。</p>	<p>○農林水産省ホームページについて、平成17年度から高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを作成している。また、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を導入し、平成26年度も職員研修を行うなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進している。</p> <p>○厚生労働省ホームページでは、平成16年3月末から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の導入と「点字ファイル」の提供を行っている。</p> <p>○平成23年3月末のホームページリニューアル時に「ウェブアクセシビリティに関するガイドライン」を定め、ホームページ上で公開している。また、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」における等級A(シングルA)のレベルを達成するホームページ作成に取り組んでおり、継続して、環境を問わずに誰でも必要とする情報が得られるホームページづくりを目指し、アクセシビリティの向上に努めている。</p> <p>○平成27年3月にウェブアクセシビリティの検証を実施し、達成等級Aに一部準拠していた。検証結果等については、現在、内容を精査しており、精査終了後、公表する予定。</p>
	厚生労働省	<p>○平成23年3月末のホームページリニューアル時に「ウェブアクセシビリティに関するガイドライン」を定め、ホームページ上で公開している。また、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」における等級A(シングルA)のレベルを達成するホームページ作成に取り組んでおり、継続して、環境を問わずに誰でも必要とする情報が得られるホームページづくりを目指し、アクセシビリティの向上に努めている。</p> <p>○平成27年3月にウェブアクセシビリティの検証を実施し、達成等級Aに一部準拠していた。</p>	<p>○平成23年3月末のホームページリニューアル時に「ウェブアクセシビリティに関するガイドライン」を定め、ホームページ上で公開している。また、ウェブアクセシビリティの日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」における等級A(シングルA)のレベルを達成するホームページ作成に取り組んでおり、継続して、環境を問わずに誰でも必要とする情報が得られるホームページづくりを目指し、アクセシビリティの向上に努めている。</p> <p>○平成27年3月にウェブアクセシビリティの検証を実施し、達成等級Aに一部準拠していた。検証結果等については、現在、内容を精査しており、精査終了後、公表する予定。</p>
	経済産業省	<p>○経済産業省では、平成24年4月に「ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2010(高齢者・障害者等配慮設計指針)の等級AAに準拠することを目標としている。</p> <p>○平成27年度も、昨年度と同様に、新規に製作又は更新されたページについて試験評価(150のサンプル抽出)を実施した。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。</p> <p>(参考) ○今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。具体的には、軽微な誤りの典型例について「10箇条」としてまとめ、各職員がウェブページを作成する際に気をつけるよう周知している(平成28年5月に周知)。今後、この効果についても、試験評価で評価していく。</p>	<p>○経済産業省は、平成24年4月のウェブサイトのリニューアルにあわせて「ウェブアクセシビリティ方針」を定めており、JIS X 8341-3:2010(高齢者・障害者等配慮設計指針)の等級AAに準拠することを目標としている。</p> <p>○平成26年度の取組としては、前年度(25年度)に更新されたページについて試験評価(150のサンプル抽出)を実施した。なお、今回は、「主要ページ(ニュースリリースや統計など)」だけでなく、「すべてのページ(中小企業政策など個別政策のページを含む)」を評価の対象とした。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。</p> <p>○また、新たに、平成26年10月に、ウェブサイトのスマートフォン対応も実施し、一層の利便性向上を図った。</p>
	国土交通省	<p>○国土交通省では、毎年ウェブアクセシビリティ基本診断を実施。CMS管理下のページについては、概ねJIS X 8341-3に準拠しており、引き続き、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したコンテンツを作成している。</p>	<p>○国土交通省では、毎年ウェブアクセシビリティ基本診断を実施。CMS管理下のページについては、概ねJIS X 8341-3に準拠しており、引き続き、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したコンテンツを作成している。</p>
	環境省	<p>○環境省ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティJISへの対応を継続して推進しているとともに部局が作成する新規WebサイトにおいてもJIS X 8341-3に準拠を目指し公開前にウェブアクセシビリティにおける基本診断を実施。</p>	<p>○環境省ウェブサイトについて、ウェブアクセシビリティJISへの対応を推進している。</p>
	防衛省	<p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。</p> <p>○平成28年3月に日本工業規格(JIS X 8341-3:2010)に基づくウェブアクセシビリティの検証を実施し、試験結果をホームページで公開。</p>	<p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。</p> <p>○平成27年3月に日本工業規格(JIS X 8341-3:2010)に基づくウェブアクセシビリティの検証を実施し、試験結果をホームページで公開。</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
6-(4)-2	災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	内閣府	○平成27年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議（平成27年5月）において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）の周知徹底を図った。	○平成26年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議（平成26年5月）において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）の周知徹底を図ったほか、内閣府と消防庁とが連携し、複数の道県において国・道県・市町村担当者による会議を開催し（平成26年10～12月）、避難行動要支援者名簿の作成状況の聴取や課題解決に向けた意見交換等を行い、市町村の取組を促進した。
		総務省	○緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置等により、地方公共団体による同報系の防災行政無線等の整備を支援し、災害発生時に障害者等に対して適切に情報を伝達できる体制の構築を促進。 同報系の市町村防災行政無線の整備状況（整備率） （平成23年）76.4%（平成24年）76.6% （平成25年）78.3%（平成26年）80.1% （平成27年）81.2%（平成28年）集計中：平成28年11月目途	○緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置等により、地方公共団体による同報系の防災行政無線等の整備を支援し、災害発生時に障害者等に対して適切に情報を伝達できる体制の構築を促進。 同報系の市町村防災行政無線の整備状況（整備率） （平成22年）76.1%（平成23年）76.4%（平成24年）76.6% （平成25年）78.3%（平成26年）80.1%（平成27年）81.2%
6-(4)-3	政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努める。	総務省	○平成27年4月執行の統一地方選挙において、政見放送への手話通訳の付与を推進するとともに、点字や音声等による候補者情報（選挙公報）の提供を各都道府県選挙管理委員会に要請した。（実施主体：都道府県選挙管理委員会・市町村選挙管理委員会）	○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙（比例代表選挙）に係る政見放送において、手話通訳の付与を実施した。（全11政党が手話通訳を付与） ○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、点字や音声等による候補者情報（選挙公報）の提供を推進した。（実施主体：都道府県選管、全ての都道府県において点字版及び音声版を配布）
6-(4)-4	各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。	内閣府	○多くの利用者が容易に内閣府ホームページを利用できるよう、JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」及び「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」に基づき、ウェブページの改善を図っている。 ○内閣府ホームページでは、平成27年1月からマルチデバイス対応として、レスポンシブウェブデザインを採用し、PC、タブレット、スマートフォン等への対応を図り、異なる利用端末でも表示可能なホームページ整備に努めている。	○多くの利用者が容易に内閣府ホームページを利用できるよう、JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」及び「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」に基づき、ウェブページの改善を図っている。 ○内閣府ホームページでは、平成27年1月からマルチデバイス対応として、レスポンシブウェブデザインを採用し、PC、タブレット、スマートフォン等への対応を図り、異なる利用端末でも表示可能なホームページ整備に努めている。
		法務省	○広報ビデオ「もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら」等の字幕版を、移動教室プログラム等において上映するほか、要望に応じて学校等に貸し出すなど積極的に活用しており、耳の不自由な人も利用できるよう措置。 ○犯罪被害者等向けパンフレットの点字版及び同パンフレットの内容を音声で録音したCDを作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害者に情報提供している。 ○人権啓発冊子「人権の擁護」等について、音声コードを付し、視覚障害者に配慮した情報提供をしている。 ○人権シンポジウムの実施に当たり、手話通訳者及び要約筆記者を配置し、聴覚障害者に配慮した情報提供をしている。 ○人権啓発用の映像資料に字幕を付し、視覚障害者に配慮した情報提供をしている。	○広報ビデオ「もしも・・・あなたが犯罪被害に遭遇したら」等の字幕版を、移動教室プログラム等において上映するほか、要望に応じて学校等に貸し出すなど積極的に活用しており、耳の不自由な人も利用できるよう措置。 ○犯罪被害者等向けパンフレットの点字版及び同パンフレットの内容を音声で録音したCDを作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害者に情報提供している。
		外務省	○海外に渡航・滞在される方々が自分自身で安全を確保していただくための参考情報を提供している「外務省 海外安全ホームページ」には、視力障害者の方に配慮した音声読み上げツールを導入している。 ○また、同ホームページ上で提供している危険情報の危険度を示す色についても、色盲テストで区別可能と判断できる色を採用している。	○海外に渡航・滞在される方々が自分自身で安全を確保していただくための参考情報を提供している「外務省 海外安全ホームページ」には、視力障害者の方に配慮した音声読み上げツールを導入している。 ○また、同ホームページ上で提供している危険情報の危険度を示す色についても、色盲テストで区別可能と判断できる色を採用している。
		文部科学省	○ホームページにおいて、自動ルビ振り機能に対応しているほか、大臣会見など動画での情報提供を積極的に行っている。	○ホームページにおいて、自動ルビ振り機能に対応しているほか、大臣会見など動画での情報提供を積極的に行っている。
		経済産業省	○経済産業省では、平成24年4月に「ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2010（高齢者・障害者等配慮設計指針）の等級AAに準拠することを目標としている。 ○平成27年度も、昨年度と同様に、新規に製作又は更新されたページについて試験評価（150のサンプル抽出）を実施した。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。 （参考） ○今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。具体的には、軽微な誤りの典型例について「10箇条」としてまとめ、各職員がウェブページを作成する際に気をつけるよう周知している（平成28年5月に周知）。今後、この効果についても、試験評価で評価していく。	○経済産業省は、平成24年4月のウェブサイトのリニューアルにあわせて「ウェブアクセシビリティ方針」を定めており、JIS X 8341-3:2010（高齢者・障害者等配慮設計指針）の等級AAに準拠することを目標としている。 ○平成26年度の取組としては、前年度（25年度）に更新されたページについて試験評価（150のサンプル抽出）を実施した。なお、今回は、「主要ページ（ニュースリリースや統計など）」だけではなく、「すべてのページ（中小企業政策など個別政策のページを含む）」を評価の対象とした。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。 ○また、新たに、平成26年10月に、ウェブサイトのスマートフォン対応も実施し、一層の利便性向上を図った。
		環境省	○環境省ホームページでは、JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠することを目標とし、継続したウェブページの改善を図っている。	○環境省ホームページでは、JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠することを目標とし、平成26年11月からCMSの導入を図るとともにレスポンシブウェブデザインを採用したウェブサイトのリニューアルを行いウェブページの改善を図っている。
防衛省	○緊急時の情報提供については、防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、文字サイズ変更ボタンの設置等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。	○緊急時の情報提供については、防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、文字サイズ変更ボタンの設置等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。		

(別表) 障害者基本計画関連成果目標 6. 情報アクセシビリティ

事項	現状 (直近の値)	目標	平成27年度	平成26年度
聴覚障害者情報提供施設	36都道府県 (平成24年度)	全都道府県 (平成29年度)	43都道府県	43都道府県
対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合83.5% (平成24年度)	NHK総合100% (平成29年度)	集計中	NHK総合86.9%
	在京キー5局平均93.3% (平成24年度)	在京キー5局平均100% (平成29年度)	集計中	在京キー5局平均98.0%
対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合9.4% (平成24年度)	NHK総合及び 在京キー5局等10% (平成29年度)	集計中	NHK総合10.4%
	在京キー5局平均4.3% (平成24年度)		集計中	在京キー5局平均6.1%
	NHK教育12.4% (平成24年度)	NHK教育15% (平成29年度)	集計中	NHK教育15.3%

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況	
7. 安全・安心					
(1) 防災対策の推進	7-(1)-1	障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。	内閣府	○地域防災計画の基となる防災基本計画において、障害者等について、「地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨を定め、消防庁と連名で各都道府県に対して同旨について通知し、地域の防災力向上を推進しているところ。 ○また、総合防災訓練大綱において、地方公共団体が行う訓練として、障害者や福祉関係者の参加を得ながら、防災訓練を実施し、訓練で得られた課題等への改善策の検討を通じて、避難支援等の体制の整備に努める旨を定め、地域の防災力向上を推進しているところ。	○地域防災計画の基となる防災基本計画において、障害者等について、「地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨を定め、消防庁と連名で各都道府県に対して同旨について通知し、地域の防災力向上を推進しているところ。 ○また、総合防災訓練大綱において、地方公共団体が行う訓練として、障害者や福祉関係者の参加を得ながら、防災訓練を実施し、訓練で得られた課題等への改善策の検討を通じて、避難支援等の体制の整備に努める旨を定め、地域の防災力向上を推進しているところ。
	7-(1)-2	自力避難の困難な障害者等が利用する災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進する。	国土交通省	○要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策を重点的に実施した。 (平成26年度)約37% (平成27年度)約38% 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険渓流等の数 ○平成21年度より24時間災害時要援護者等が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を推進。	○自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設(以下、「主要な災害時要援護者関連施設」という)のうち、土砂災害の恐れの高い箇所について、重点的に整備を実施した。 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合 (平成24年度)約31% (平成25年度)約33% (平成26年度)約35% 【分子】土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 【分母】土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 ○平成21年度より24時間災害時要援護者等が滞在する施設のうち、土砂災害のおそれのある施設について、ハード・ソフト双方の観点から対策を推進。
	7-(1)-3	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。	内閣府 総務省	○平成27年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議(平成27年5月)において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成26年8月)の周知徹底を図った。 ○緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置等により、地方公共団体による同報系の防災行政無線等の整備を支援し、災害発生時に障害者等に対して適切に情報を伝達できる体制の構築を促進。 同報系の市町村防災行政無線の整備状況(整備率) (平成23年)76.4% (平成24年)76.6% (平成25年)78.3% (平成26年)80.1% (平成27年)81.2% (平成28年)集計中:平成28年11月目途	○平成26年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議(平成26年5月)において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)の周知徹底を図ったほか、内閣府と消防庁とが連携し、複数の道県において国・道県・市町村担当者による会議を開催し(平成26年10~12月)、避難行動要支援者名簿の作成状況の聴取や課題解決に向けた意見交換等を行い、市町村の取組を促進した。 ○緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置等により、地方公共団体による同報系の防災行政無線等の整備を支援し、災害発生時に障害者等に対して適切に情報を伝達できる体制の構築を促進。 同報系の市町村防災行政無線の整備状況(整備率) (平成22年)76.1% (平成23年)76.4% (平成24年)76.6% (平成25年)78.3% (平成26年)80.1% (平成27年)81.2%
	7-(1)-4	災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、地方公共団体における必要な体制整備を支援する。	内閣府(総務省)	○平成27年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議(平成27年6月)において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)の周知徹底を図ったほか、内閣府と消防庁とが連携し、複数の道県において国・都道府県・市町村担当者による会議を開催し(平成27年10~12月)、避難行動要支援者名簿の作成状況の聴取や課題解決に向けた意見交換等を行い、市町村の取組を促進した。 【避難行動要支援者名簿の作成済の市町村の割合】 (平成27年4月1日現在) 52.2%(906市町村)	○平成26年度においては、全国の都道府県の防災担当者会議(平成26年5月)において「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)の周知徹底を図ったほか、内閣府と消防庁とが連携し、複数の道県において国・道県・市町村担当者による会議を開催し(平成26年10~12月)、避難行動要支援者名簿の作成状況の聴取や課題解決に向けた意見交換等を行い、市町村の取組を促進した。 【避難行動要支援者名簿の作成済の市町村の割合】 (平成27年4月1日現在) 52.2%(906市町村)
	7-(1)-5	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援する。	内閣府(国土交通省)	○避難所については、内閣府が、平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中で、各市町村に対し、「避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保だけでなく、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の公共施設とすることが望ましいこと」、「障害者等の要配慮者のニーズの把握や、その意見を反映させるようにすること」など、障害者への支援を促しているところ。 ○応急仮設住宅の提供に当たっては、高齢者や障害者等が入居する場合においては、手すり、スロープ等のバリアフリー対応とすることとしている。	○避難所については、内閣府が、平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中で、各市町村に対し、「避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保だけでなく、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の公共施設とすることが望ましいこと」、「障害者等の要配慮者のニーズの把握や、その意見を反映させるようにすること」など、障害者への支援を促しているところ。 ○応急仮設住宅の提供に当たっては、高齢者や障害者等が入居する場合においては、手すり、スロープ等のバリアフリー対応とすることとしている。
	7-(1)-6	災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む。	厚生労働省	○障害者(児)施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。 ○災害時において、救急患者の受入、入院患者等への適切な医療を提供する体制を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等への耐震化・補強等に対する補助、災害時に地域の医療施設に対して支援を行う災害拠点病院について、備蓄倉庫、自家発電装置等の施設整備に対する補助を実施している。 病院の耐震化率 平成27年度:69.4%(平成26年度:67%)	○障害者(児)施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。 ○災害時において、救急患者の受入、入院患者等への適切な医療を提供する体制を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等への耐震化・補強等に対する補助、災害時に地域の医療施設に対して支援を行う災害拠点病院について、備蓄倉庫、自家発電装置等の施設整備に対する補助を実施している。 病院の耐震化率 平成26年度:67%(平成25年度:64.2%)
	7-(1)-7	火事や救急時におけるファックスやEメール等による通報を可能とする体制の充実に取り組むとともにその利用の促進を図る。	総務省	○携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る位置情報通知システム」について、緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置により、導入促進を図る。平成28年3月31日現在、705の消防本部で導入済(導入率94.1%)	○携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る位置情報通知システム」について、緊急防災・減災事業債等の必要な財政措置により、導入促進を図る。平成27年3月31日現在、671の消防本部で導入済(導入率89.5%)
(2) 東日本大震災からの復興	7-(2)-1	それぞれの地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障害者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進する。	復興庁	○復興庁では、被災自治体や各地で復興に取り組んでいる方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくりなどの復興の各分野に関し、障害者が家族と一緒に楽しみながら、まちづくりに考えられる交流会等を開催するなどの、障害者等を支援している事例を収集し、これらの事例を取りまとめ、公表した。	○復興庁では、被災自治体や各地で復興に取り組んでいる方々の参考となるよう、まちづくり、仕事づくり、健康づくりなどの復興の各分野に関し、障害者等を支援している事例を収集し、これらの事例を取りまとめ、公表した。
	7-(2)-2	障害者の被災地での生活の継続、被災地への帰還を支援するため、被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援を実施し、被災地における安定的な障害福祉サービスの提供を図る。	厚生労働省	○被災地における障害福祉サービス提供の環境整備のため「障害福祉サービスの事業再開支援事業」により事業所に対して活動支援を実施。	○被災地における障害福祉サービス提供の環境整備のため「障害福祉サービスの事業再開支援事業」により事業所に対して活動支援を実施。

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
7-(2)-3	厚生労働省	<p>○被災者の心のケアを継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による自宅及び災害公営住宅等への訪問支援等を実施。 平成27年度の相談件数：21,485件（3県）</p> <p>○被災地において生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々から、24時間365日無料の電話相談を受け付け、悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決を支援する寄り添い型相談支援事業を実施。 平成27年度寄り添い型相談支援事業（被災地支援事業） 相談対応件数 60,942件</p>	<p>○障害者を含め、被災者が安定した生活を営めるよう、相談員による見守りや相談支援、地域住民同士の交流の場の提供などの取組について、地域コミュニティ復興支援事業を通じて支援した。（被災3県を含む、7県の管内で実施。） （参考） 地域コミュニティ復興支援事業は平成26年度限りで廃止し、平成27年度からは、地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業において同様の取組を支援している。</p> <p>○被災者の心のケアを継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による自宅及び仮設住宅等への訪問支援等を実施。 平成26年度の相談件数：21,867件（3県）</p> <p>○被災地において生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々から、24時間365日無料の電話相談を受け付け、悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決を支援する寄り添い型相談支援事業を実施。 平成26年度寄り添い型相談支援事業（被災地支援事業） 相談対応件数 77,175件</p>
7-(2)-4	厚生労働省	○被災3県におけるハローワークによる障害者の就職件数 4,118件	○被災3県におけるハローワークによる障害者の就職件数 4,072件
(3) 防犯対策の推進	警察庁	○FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）及びEメールによる緊急通報の受理（メール110番）により、障害者からの緊急通報に適切に対応。 （平成27年）FAX110番 768件 メール110番 3,740件	○FAXによる緊急通報の受理（FAX110番）及びEメールによる緊急通報の受理（メール110番）により、障害者からの緊急通報に適切に対応。 （平成26年）FAX110番 810件 メール110番 3,170件
7-(3)-2	警察庁	<p>○警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組みとともに、手話を行うことのできる警察官の交番への配置、コミュニケーション支援ボードの活用等、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進する。</p> <p>○手話のできる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。 （参考） ※手話のできる地域警察官等（平成28年4月1日現在） 15都府県において82人 手話のできる警察官が配置されている交番等 39か所</p>	<p>○手話のできる警察官の交番等への配置や「警察版コミュニケーション支援ボード」の全国警察の交番等への配布等により、障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。 （参考） ※手話のできる地域警察官等（平成27年4月1日現在） 16都府県において89人 手話のできる警察官が配置されている交番等 40か所</p>
7-(3)-3	警察庁	<p>○各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、障害者虐待防止法に基づき、速やかに市町村長に通報することとしている。また、市町村長による立入り調査に際し、援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに事案に応じた適切な援助に努めている。</p> <p>○電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段により、「犯罪の発生状況」や「防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報」等を提供している。</p>	<p>○各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、障害者虐待防止法に基づき、速やかに市町村長に通報することとしている。また、市町村長による立入り調査に際し、援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに事案に応じた適切な援助に努めている。</p> <p>○電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用し、多様な手段により、「犯罪の発生状況」や「防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報」等を提供。</p>
(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費者庁	○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会において、障害者に関する消費者被害について情報提供。（平成27年度2回開催）	○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会において、障害者に関する消費者被害について情報提供。（平成26年度1回開催）
7-(4)-2	消費者庁	<p>○見守りの担い手向け視聴覚教材（全編字幕あり）改訂版を作成し、障害者の消費者被害の特徴と被害救済の方法を解説。</p> <p>○平成28年4月に施行される改正消費者安全法の趣旨を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置について積極的に検討いただくこと等を自治体に依頼。</p> <p>○「地方消費者行政推進交付金」等により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。</p>	<p>○平成26年版消費者白書のデジ版を作成し、配布を行った。</p> <p>○平成26年6月に公布された改正消費者安全法において、地域における見守りネットワーク構築促進のため、消費者安全確保地域協議会等の規定を整備。</p> <p>○高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会構成団体相互の連携促進を目的とし、各団体の活動分野等にかかる資料を作成、同協議会で配布。</p> <p>○「地方消費者行政推進交付金」等により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。</p>
7-(4)-3	消費者庁	○「地方消費者行政推進交付金」等により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。	○「地方消費者行政推進交付金」等により、障害者のための消費生活相談受付体制の整備、障害者を地域で見守る体制の構築、消費者トラブルの防止及び早期発見を図る取組み等を支援。
7-(4)-4	消費者庁	○国民生活センター等が実施する見守りの担い手養成講座に講師を派遣した。	○国民生活センター等が実施する見守りの担い手養成講座に講師を派遣した。
7-(4)-5	法務省	○日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合、相談を担当した弁護士が民事法律扶助制度による出張法律相談の申込みをスムーズにできるよう、弁護士会と共通の書式を用いるなどして、被害を受けた障がい者の被害回復にかかる法制度の利用促進に努めた。	○日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と協議を行い、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められる場合、相談を担当した弁護士が民事法律扶助制度による出張法律相談の申込みをスムーズにできるよう、弁護士会と共通の書式を用いるなどして、被害を受けた障がい者の被害回復にかかる法制度の利用促進に努めた。
7-(4)-6	法務省	<p>○日本司法支援センターにおいて、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められた場合、民事法律扶助制度による出張法律相談にスムーズにつなぐためのスキームを実行し、促進に努めた。</p> <p>○また、地方自治体、福祉事務所及び地域包括支援センター等との連携に基づき、常勤弁護士を始めとする日本司法支援センターの契約弁護士・司法書士が、民事法律扶助制度による巡回法律相談や出張法律相談等を行った。</p>	<p>○日本司法支援センターにおいて、各地の弁護士会が実施する高齢者・障がい者を対象とする無料電話相談等で、当該高齢者・障がい者に対して更に出張相談を実施する必要性が認められた場合、民事法律扶助制度による出張法律相談にスムーズにつなぐためのスキームを確立し、実行した。</p> <p>○また、地方自治体、福祉事務所及び地域包括支援センター等との連携に基づき、常勤弁護士を始めとする日本司法支援センターの契約弁護士・司法書士が、民事法律扶助制度による巡回法律相談や出張法律相談等を行った。</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	8-(1)-1 内閣府 各省庁	<p>平成28(2016)年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進等に取り組む。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。</p> <p>○障害者差別解消法に基づく基本方針に則して、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するため、各府省庁において職員に向けた対応要領を策定するとともに、事業を所管する主務大臣において所管事業者に向けた対応指針を策定した。</p> <p>○対応要領・対応指針の策定においては、各府省庁が合同で対応要領及び対応指針についての障害者団体等からのヒアリングを実施(平成27年7月)し、その後、各府省庁において順次パブリックコメントを行った。</p> <p>○8地方公共団体においてモデル会議を開催し、有識者等により構成された「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」での検討を経て、平成27年11月に「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」を取りまとめた。さらに、平成28年3月に、同検討会での議論を踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針」を策定したほか、モデル会議の成果等を踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」の改訂を行った。(内閣府)</p> <p>○地域の実情に応じた差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとしての障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進に向けて、有識者等をアドバイザーとして20地方公共団体に派遣した。(内閣府)</p> <p>○地方公共団体との連携の下「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」を全国10か所の都市で開催した。(内閣府)</p> <p>○障害者差別解消法の施行を翌年度に控え、障害者差別解消法リーフレットを改訂(70,000部)して全国に配布した。(内閣府)</p> <p>○平成27年11月、国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成27年国家公安委員会告示第41号)及び警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令(平成27年警察庁訓令第19号)を定めた。(警察庁)</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングにおいて障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリック・コメント手続を実施して広く意見の募集を行った。</p> <p>これらを踏まえ、職員向けの対応要領は金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」として制定するとともに周知を行い、また、事業者向けの対応指針は金融庁告示「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」として制定するとともに広く周知を行った。(平成28年4月1日施行)(金融庁)</p> <p>○障害者団体等へのヒアリングを行ったほか、パブリックコメント手続を実施した。これらを踏まえ、職員向けの対応要領として、平成27年11月に「総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成27年総務省訓令第43号)を策定し、広く周知した。また、職員からの質問・意見等を随時受け付けるなど、当該制度の理解を深めるよう努めた。</p> <p>また、併せて事業者向けの対応指針として「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年総務省告示第422号)を策定し、周知した。(総務省)</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関する障害者団体等からのヒアリングを行ったほか、パブリックコメント手続を実施の上、職員向けの対応要領及び所管事業者向けの対応指針を策定した。(法務省)</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングを行い障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリックコメントを実施して広く意見の募集を行った。これらを踏まえ、平成27年12月に対応要領及び対応指針を策定し、職員及び所管事業者等へ周知を行った。(財務省)</p> <p>○平成27年7月に、各府省庁が合同で対応要領及び対応指針についての障害者団体等からのヒアリングを実施するとともに、平成27年8月には厚生労働省で障害者団体等からのヒアリングを実施した。その後、パブリックコメントを経て、対応要領・対応指針を作成した。(厚生労働省)</p> <p>○平成27年2月24日に閣議決定された基本方針に即して、平成27年11月に職員向けの対応要領、12月に所管事業者向けの対応指針を策定した。(農林水産省)</p> <p>○経済産業省においては、平成27年2月24日に閣議決定された基本方針に即して、平成27年11月24日に所管事業者向けの対応指針、11月27日に職員向けの対応要領を策定した。所管事業者向けの対応指針については、所管業界団体等へ周知した。(経済産業省)</p>	<p>○障害者差別解消法に基づく基本方針については、障害者政策委員会において、平成25年11月から約1年をかけ、計11回の審議を行って原案を作成し、その後、パブリックコメントを経て、平成27年2月24日に閣議決定を行った。障害者政策委員会での審議の中では、委員会委員を始め、障害者団体、事業者等の関係者からのヒアリングを実施。</p> <p>○障害者差別解消に関する条例を既に制定又は制定に向けた取組を進めている地方公共団体と協力して、障害者差別の解消に資する取組を実施し、有識者等により構成された「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」において、その効果や影響を検証した。具体的には、岩手県、千葉県、さいたま市、浦安市の4地方公共団体の協力の下、各地域においてモデル会議を開催。</p> <p>○地方公共団体との連携の下「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」を全国8か所の都市で開催した。</p> <p>○障害者差別解消法リーフレットのわかりやすい版を増刷(30,000部)して全国に配布した。</p> <p>○障害者差別解消法に基づく基本方針に即して、各府省庁において職員向けの対応要領と事業者向けの対応指針の検討を開始した。</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		<p>○国土交通省においては、平成27年11月6日に所管事業者向けの対応指針、11月25日に職員向けの対応要領を策定した。所管事業者向けの対応指針については、所管業界団体等へ周知した。（国土交通省）</p> <p>○平成27年7月に対応要領案及び対応指針案に関する障害者団体等からのヒアリングを実施し、その後、パブリックコメントを経て、対応要領・対応指針を作成するとともに、広く周知を行った。（環境省）</p> <p>○平成27年10月1日付で対応要領にあたるものとして、「防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」等を策定。（防衛省）</p>	
8-(1)-2	厚生労働省	<p>○平成27年6月：「解釈通知」、「Q&A（第一版）」、「合理的配慮指針事例集（第一版）」を策定</p> <p>○平成27年7～8月：厚生労働省による、事業主・就労支援機関等に向けたブロック別説明会を開催</p> <p>○平成27年9月～28年3月：全国の都道府県労働局において、管内の事業主・就労支援機関等に向けた説明会を開催</p>	<p>○平成26年6月：「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ</p> <p>○平成27年3月：「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」を労働政策審議会に諮問・答申</p> <p>○平成27年3月25日：同指針を策定（大臣告示）</p>
8-(1)-3	法務省	<p>○全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談受付窓口）を行っている。</p> <p>平成27年（年計）の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが249件、社会福祉施設におけるものが551件、差別待遇についてのものが1,745件、強制強要についてのものが280件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成27年度においては、平成27年9月7日から同月13日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は、1,016件であった。（参考）平成28年度においては、平成28年9月5日から同月11日までの期間で実施した。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>平成27年（年計）の障害者を被害者とする人権侵害事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが54件、社会福祉施設におけるものが77件、差別待遇についてのものが265件、強制強要についてのものが21件であった。</p>	<p>○全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談窓口）を行っている。</p> <p>平成26年（年計）の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが233件、社会福祉施設におけるものが494件、差別待遇についてのものが1,838件、強制強要についてのものが253件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成26年度においては、平成26年9月8日から同月14日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は、1,071件であった。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>平成26年（年計）の障害者を被害者とする人権侵害事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが64件、社会福祉施設におけるものが93件、差別待遇についてのものが263件、強制強要についてのものが28件であった。</p>
(2) 権利擁護の推進	8-(2)-1	厚生労働省	<p>○障害者虐待の通報・届出の受理、障害者及び養護者に対する相談等、広報・啓発活動等を行う機関として、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを設置。（平成24年度から）</p> <p>○障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的として、障害者虐待防止対策支援事業を実施。（平成22年度から）</p> <p>○各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成する研修を実施。（平成22年度から）</p>
	8-(2)-2	厚生労働省	<p>○成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p> <p>平成26年4月：1,360市町村 → 平成27年4月：1,414市町村</p> <p>○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見人の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。</p> <p>平成26年4月：207市町村 → 平成27年4月：244市町村</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
8-(2)-3	当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。	厚生労働省	○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた相談支援事業を、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。	○障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた相談支援事業を、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。
8-(2)-4	障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。(再掲)	法務省	<p>○全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談受付窓口）を行っている。</p> <p>平成27年(年計)の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが249件、社会福祉施設におけるものが551件、差別待遇についてのものが1,745件、強制強要についてのものが280件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成27年度においては、平成27年9月7日から同月13日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は、1,016件であった。</p> <p>(参考)平成28年度においては、平成28年9月5日から同月11日までの期間で実施した。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>平成27年(年計)の障害者を被害者とする人権侵犯事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが54件、社会福祉施設におけるものが77件、差別待遇についてのものが265件、強制強要についてのものが21件であった。</p>	<p>○全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に関する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付（インターネット人権相談窓口）を行っている。</p> <p>平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権相談件数は、暴行虐待についてのものが233件、社会福祉施設におけるものが494件、差別待遇についてのものが1,838件、強制強要についてのものが253件であった。</p> <p>○加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日も電話相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、平成26年度においては、平成26年9月8日から同月14日までの期間で実施し、強化週間中の障害者を被害者とする人権相談件数は、1,071件であった。</p> <p>○人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。</p> <p>救済措置には、法的なアドバイスをする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求める「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。</p> <p>また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもある。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡を取るなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどする。</p> <p>平成26年(年計)の障害者を被害者とする人権侵犯事件の新規手続開始件数は暴行虐待についてのものが64件、社会福祉施設におけるものが93件、差別待遇についてのものが263件、強制強要についてのものが28件であった。</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
9. 行政サービス等における配慮			
<p>(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</p>	<p>9-(1)-1</p>	<p>各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成28（2016）年4月施行）に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行う。</p> <p>各府省庁</p> <p>○不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するために必要な事項や具体例を規定した職務規律として対応要領を策定した。また、所管事業分野において事業者が適切に対応・判断するためのガイドラインとして対応指針を策定した。（内閣府）</p> <p>○平成27年11月、国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年国家公安委員会告示第41号）及び警察庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令（平成27年警察庁訓令第19号）を定めた。（警察庁）</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングにおいて障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリック・コメント手続を実施して広く意見の募集を行った。これらを踏まえ、職員向けの対応要領は金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」として制定するとともに周知を行い、また、事業者向けの対応指針は金融庁告示「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」として制定するとともに広く周知を行った。（平成28年4月1日施行）（金融庁）</p> <p>○平成27年11月に策定した「総務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年総務省訓令第43号）を広く周知するとともに、職員からの質問・意見等を随時受け付けるなど、当該制度の理解を深めるよう努めた。また、併せて事業者向けの対応指針として「総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年総務省告示第422号）を策定し、周知した。（総務省）</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関する障害者団体等からのヒアリングを行ったほか、パブリックコメント手続を実施の上、職員向けの対応要領及び所管事業者向けの対応指針を策定した。（法務省）</p> <p>○対応要領・対応指針の制定に当たっては、対応要領案及び対応指針案に関するヒアリングを行い障害者団体等から意見を聴取したほか、パブリックコメントを実施して広く意見の募集を行った。これらを踏まえ、平成27年12月に対応要領及び対応指針を策定し、職員及び所管事業者等へ周知を行った。（財務省）</p> <p>○平成27年7月に、各府省庁が合同で対応要領及び対応指針についての障害者団体等からのヒアリングを実施した。その後各府省庁で順次パブリックコメントを経て、平成27年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を、平成27年12月に「文部科学省職員による障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」をそれぞれ策定した。（文部科学省）</p> <p>○平成27年2月24日に閣議決定された基本方針に即して、平成27年11月に職員向けの対応要領、12月に所管事業者向けの対応指針を策定した。（農林水産省）</p> <p>○平成27年2月24日に閣議決定された基本方針に即して、平成27年11月27日に職員向けの対応要領を策定した。（経済産業省）</p> <p>○国土交通省においては、平成27年11月6日に所管事業者向けの対応指針、11月25日に職員向けの対応要領を策定した。所管事業者向けの対応指針については、所管業界団体等へ周知した。（国土交通省）</p> <p>○平成27年7月に、職員向け対応要領案に関する障害者団体等からのヒアリングを実施し、その後、パブリックコメントを経て、平成27年12月に同対応要領を策定するとともに、広く周知を行った。（環境省）</p> <p>○平成27年10月1日付で対応要領にあたるものとして、「防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」等を策定。（防衛省）</p>	<p>○障害者差別解消法に基づく基本方針に即して、各府省庁において職員向けの対応要領と事業者向けの対応指針の検討を開始した。</p> <p>○障害者に関する理解を促進するための内容を含んだ職員研修を行っている。（内閣府）</p> <p>○警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。（警察庁）</p> <p>○政府全体の方針として策定される基本方針等を踏まえ、今後の対応について検討を開始した。（金融庁）</p>
	<p>9-(1)-2</p>	<p>各行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。</p> <p>各府省庁</p> <p>○障害者に関する理解を促進するための内容を含んだ職員研修を行っている。（内閣府）</p> <p>○警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。（警察庁）</p> <p>○障害者差別解消法及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について全職員に周知したほか、全職員を対象とした研修（平成28年度実施予定）を企画した。また、金融庁の窓口となる金融サービス利用者相談室相談員等の障害者に関する理解を促進するため、外部講師による研修を行った。（金融庁）</p>	<p>○障害者に関する理解を促進するための内容を含んだ職員研修を行っている。（内閣府）</p> <p>○警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。（警察庁）</p> <p>○政府全体の方針として策定される基本方針等を踏まえ、今後の対応について検討を開始した。（金融庁）</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		<p>○新たに採用された職員に対する研修の一環として、障害者の人権を含む人権問題について講義を実施している。また、平成28年度以降、新たに採用された職員に対する研修やその後の経験年数等に応じて実施する階層別研修を中心として、障害者差別解消法の内容に関する研修を行うこととしている。（総務省）</p> <p>○法務省人権擁護局においては、法務省の人権擁護事務を担当する職員を対象とした研修において、外部講師により、障害者に関する理解を促進するための講義を実施している。（法務省）</p> <p>○検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣して、司法機関及び法執行機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。（法務省）</p> <p>○人権問題に関して国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年2回実施しているほか、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的として、「人権啓発指導者養成研修会」を毎年3回開催している。 これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。（法務省）</p> <p>○検察庁に勤務する職員に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修において、障害者に関する理解・配慮に資する講義を実施している。（法務省）</p> <p>○刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。（法務省）</p> <p>○更生保護官署に勤務する職員に対し、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解の促進を図っている。（法務省）</p> <p>○日本司法支援センターでは、全国の地方事務所において、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験学習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。また、全国から集めた地方事務所の職員を対象として、専門の講師を招き、高齢者や障害を持つ利用者への説明技術の習得を含めた「説明力の強化」をテーマとした講義（演習形式を含む）を行った。 その他、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を制定するに当たり、障害者団体を含めた国民から広く意見を聴取するとともに、制定した同規程の内容を全国の事務所に周知させるため、同法施行直前に実施した事務局長説明会において、同規程の趣旨・留意すべき事項について説明を行った。（法務省）</p> <p>○新入省員に対する研修の一環として、障害者、障害者理解の促進を含む人権問題について講義を実施している。また、領事研修において、障害者を含む在外公館への来館者に対する窓口対応全般（含：領事サービス）についての研修を行っている。（外務省）</p> <p>○本省職員及び国税庁職員に対し、障害者理解の促進を含む人権研修を実施。また、障害者差別解消法については、対応要領策定後、各職員の理解を深めるため研修資料を作成し周知を図った。（財務省）</p> <p>○本省職員及び文化庁本庁職員に対する研修において、障害者理解の促進を含む人権問題についてのプログラムを実施。（文部科学省）</p> <p>○職員に対し経験年数等に応じて実施する研修において、障害者差別解消法の内容も含む講義を実施した。（経済産業省）</p> <p>○新入省員に対する研修の一環として、障害者差別解消法について講義を実施している。（国土交通省）</p> <p>○職員研修において、障害者差別解消法の内容を含む講義を実施した。（環境省）</p>	<p>○新たに採用された職員に対する研修の一環として、障害者の人権を含む人権問題について講義を実施している。また、政府全体の方針として策定される予定の基本方針等を踏まえた対応については、今後検討予定である。（総務省）</p> <p>○法務省人権擁護局においては、法務省の人権擁護事務を担当する職員を対象とした研修において、外部講師により、障害者に関する理解を促進するための講義を実施している。（法務省）</p> <p>○検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣して、司法機関及び法執行機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。（法務省）</p> <p>○人権問題に関して国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする「人権に関する国家公務員等研修会」を毎年2回実施しているほか、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的として、「人権啓発指導者養成研修会」を毎年3回開催している。 これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。（法務省）</p> <p>○検察庁に勤務する職員に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修において、障害者に関する理解・配慮に資する講義を実施している。（法務省）</p> <p>○刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。（法務省）</p> <p>○更生保護官署に勤務する職員に対し、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解の促進を図っている。（法務省）</p> <p>○日本司法支援センターでは、本部において、全国から集めた地方事務所職員を対象に、外部の専門家（精神科医師）による講義を実施して精神障がいを持つ方への支援の仕方や利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応等の知識を習得させる研修を行った。また、全国の地方事務所において、高齢者・障がい者疑似体験実習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。（法務省）</p> <p>○新入省員に対する研修の一環として、障害者、障害者理解の促進を含む人権問題について講義を実施している。また、領事研修において、障害者を含む在外公館への来館者に対する窓口対応全般（含：領事サービス）についての研修を行っている。（外務省）</p> <p>○本省職員及び国税庁職員に対し、障害者理解の促進を含む人権研修を実施。（財務省）</p> <p>○本省職員及び文化庁本庁職員に対する研修において、障害者理解の促進を含む人権問題についてのプログラムを実施。（文部科学省）</p> <p>○今後、政府全体の方針として策定される予定の基本方針等を踏まえ、今後の対応を検討予定。（経済産業省）</p> <p>○今後、新入省員に対する研修の一環として、障害者差別解消法について講義を実施を予定。（国土交通省）</p> <p>○政府全体の方針として策定される基本方針等を踏まえ、今後の対応を検討予定。（環境省）</p>
9-(1)-3	各府省における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。	<p>各府省庁</p> <p>○内閣府ホームページでは、平成23年1月から文字拡大ボタンの設置、平成27年1月からマルチデバイス対応として、レスポンスWebデザインを採用し、PC、タブレット、スマートフォン等への対応を図っている。（内閣府）</p> <p>○JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づきアクセシビリティ対応状況を試験し、平成25年3月末より継続的にウェブアクセシビリティ検証結果をホームページ上で表明し、引続き整備を進めている。（内閣府）</p>	<p>○内閣府ホームページでは、平成23年1月から文字拡大ボタンの設置、平成27年1月からマルチデバイス対応として、レスポンスWebデザインを採用し、PC、タブレット、スマートフォン等への対応を図っている。（内閣府）</p> <p>○JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づきアクセシビリティ対応状況を試験し、平成25年3月末より継続的にウェブアクセシビリティ検証結果をホームページ上で表明し、引続き整備を進めている。（内閣府）</p>

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
	<p>○高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、平成16年度から、国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトに「音声読み上げ・文字拡大」機能を導入しているところであるが、平成28年度に国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトを政府共通プラットフォームへ移行させるのを機に、全コンテンツをJIS X 8341-3：2016のレベルAAに準拠させる予定である。（警察庁） （参考）JIS規格の改正により、「達成等級」→「適合レベル」と用語変更がされたため。</p> <p>○金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。（金融庁）</p> <p>○ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している。（平成22年12月～）（金融庁）</p> <p>○また、平成29年度に予定している金融庁ウェブサイトの政府共通プラットフォームへの移行を機に、アクセシビリティ方針の策定やウェブアクセシビリティの検証を実施し、JISX8341-3：2016に準拠させる予定である。（金融庁）</p> <p>○総務省ホームページについて、音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。（総務省）</p> <p>○平成24年度から総務省ウェブアクセシビリティ方針を策定し、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう努めている。平成25年度からは、みんなの公共サイト運用モデルで定められているとおり、達成目標を等級「AA」に設定し、ウェブアクセシビリティの推進に努めている。（総務省）</p> <p>○法務省ホームページにおいては、色変更・音声読み上げ・文字拡大等のアクセシビリティ支援ツールを導入している他、コンテンツ作成時には、JIS X 8341-3における達成等級AAに準拠したアクセシビリティチェッカーを利用し、一定のアクセシビリティ水準を満たすよう努めている。（法務省）</p> <p>○財務省ウェブサイトにおいては、JIS X 8341-3：2010に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるところであり、平成26年4月からは、アクセシビリティチェック機能が付随したCMSを導入。（財務省）</p> <p>○「みんなの公共サイト運用モデル改訂版（2010年度）」に基づき、現状把握のために全ページを対象としたシステム検証を実施し、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公表。（財務省）</p> <p>○達成等級AA準拠に向けて、CMSの更改に併せてテンプレートの改修を実施するほか、全ファイル解析、職員研修、コンテンツの修正、試験の実施をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、ウェブアクセシビリティの強化に積極的に取り組んでいく予定にしており、当該経費を28年度予算に計上した。（財務省）</p> <p>○国税庁ホームページ（財産評価基準書は除く）は、JIS X 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠することを目標としているところ、国税庁ホームページ、e-Taxホームページ及び公売情報ホームページは、JISX 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠しており、財産評価基準書は、JIS X 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに一部準拠している（国税庁ホームページで公表している。）。（財務省）</p> <p>○農林水産省ホームページについて、平成17年度から高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを作成している。また、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、平成27年度も職員研修を行うなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進している。（農林水産省）</p>	<p>○高齢者や視覚障害のある利用者に配慮し、平成16年度から、国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトに「音声読み上げ・文字拡大」機能を導入しているところであるが、平成28年度に国家公安委員会及び警察庁ウェブサイトを政府共通プラットフォームへ移行させるのを機に、全コンテンツをJIS X 8341-3：2010の等級AAに準拠させる予定である。（警察庁）</p> <p>○金融庁ウェブサイトは、高齢者や障害者などの方が利用しやすいように、ウェブサイト掲載内容の読上げ、フォントサイズの変更、色指定等ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを平成18年4月1日より導入し、ウェブ利用者に対して無償配布している。（金融庁）</p> <p>○ウェブサイトにコンテンツを掲載するにあたっては、htmlに音声読み上げやブラウザ表示に支障をきたすおそれのある機種依存文字を使用しないよう、当庁独自の「ウェブサイト掲載情報確認書」を作成し、個々の案件毎に確認している。（平成22年12月～）（金融庁）</p> <p>○また、平成29年度に予定している金融庁ウェブサイトの政府共通プラットフォームへの移行を機に、アクセシビリティ方針の策定やウェブアクセシビリティの検証を実施し、JISX8341-3：2010に準拠させる予定である。（金融庁）</p> <p>○総務省ホームページについて、音声読み上げ・文字拡大などアクセシビリティ支援ツールを導入し、目や耳の不自由な方にも内容を理解していただけるよう努めている。（総務省）</p> <p>○平成24年度から総務省ウェブアクセシビリティ方針を策定し、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう努めている。平成25年度からは、みんなの公共サイト運用モデルで定められているとおり、達成目標を等級「AA」に設定し、ウェブアクセシビリティの推進に努めている。（総務省）</p> <p>○法務省ホームページにおいては、色変更・音声読み上げ・文字拡大等のアクセシビリティ支援ツールを導入している他、コンテンツ作成時には、JIS X 8341-3における達成等級AAに準拠したアクセシビリティチェッカーを利用し、一定のアクセシビリティ水準を満たすよう努めている。（法務省）</p> <p>○財務省ウェブサイトにおいては、JIS X 8341-3：2010に基づき、ウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいるところであり、平成26年4月からは、アクセシビリティチェック機能が付随したCMSを導入。（財務省）</p> <p>○「みんなの公共サイト運用モデル改訂版（2010年度）」に基づき、現状把握のための試験を実施し、ウェブアクセシビリティ方針の策定を行った上で、計画的な取り組みを進めて行く予定。（財務省）</p> <p>○国税庁ホームページ（財産評価基準書は除く）は、JIS X 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠することを目標としているところ、国税庁ホームページ、e-Taxホームページ及び公売情報ホームページは、JISX 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに準拠しており、財産評価基準書は、JIS X 8341-3：2010のウェブアクセシビリティ達成等級AAに一部準拠している。（財務省）</p> <p>○ウェブアクセシビリティ試験結果の公表状況については、平成27年3月に国税庁ホームページで公表している。（財務省）</p> <p>○農林水産省ホームページについて、平成17年度から高齢者・障害者に配慮し、音声読み上げソフト、文字拡大ソフトに対応するページを作成している。また、平成19年度よりアクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能となるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、平成26年度も職員研修を行うなど、アクセシビリティに配慮した情報提供を推進している。（農林水産省）</p>	

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
		<p>○経済産業省では、平成24年4月に「ウェブアクセシビリティ方針」を定め、JIS X 8341-3:2010（高齢者・障害者等配慮設計指針）の等級AAに準拠することを目標としている。（経済産業省）</p> <p>○平成27年度も、昨年度と同様に、新規に製作又は更新されたページについて試験評価（150のサンプル抽出）を実施した。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。（経済産業省）</p> <p>（参考）</p> <p>○今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。具体的には、軽微な誤りの典型例について「10箇条」としてまとめ、各職員がウェブページを作成する際に気をつけるよう周知している（平成28年5月に周知）。今後、この効果についても、試験評価で評価していく。（経済産業省）</p> <p>○国土交通省ホームページでは、障害者・高齢者に配慮し、音声読み上げ及び文字拡大ソフトウェアを導入し、当該ソフトウェアに対応するページの作成に努めている。また、アクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能なホームページ作成用CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めている。（国土交通省）</p> <p>○JIS x 8341-3:2010を元に作成した環境省ウェブサイト作成ガイドラインに基づき、コンテンツの作成を進めている。（環境省）</p> <p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。（防衛省）</p> <p>○平成28年3月に日本工業規格（JIS X 8341-3:2010）に基づくウェブアクセシビリティの検証を実施し、試験結果をホームページで公開。（防衛省）</p>	<p>○経済産業省は、平成24年4月のウェブサイトのリニューアルにあわせて「ウェブアクセシビリティ方針」を定めており、JIS X 8341-3:2010（高齢者・障害者等配慮設計指針）の等級AAに準拠することを目標としている。（経済産業省）</p> <p>○平成26年度の取組としては、前年度（25年度）に更新されたページについて試験評価（150のサンプル抽出）を実施した。なお、今回は、「主要ページ（ニュースリリースや統計など）」だけではなく、「すべてのページ（中小企業政策など個別政策のページを含む）」を評価の対象とした。その結果、等級AAを満たさないページが多数あったが、それらは「軽微な修正」により等級AAを満たすことが確認できた。今回得られた修正の知見を、今後のページ更新に反映していく。（経済産業省）</p> <p>○また、新たに、平成26年10月に、ウェブサイトのスマートフォン対応も実施し、一層の利便性向上を図った。（経済産業省）</p> <p>○国土交通省ホームページでは、障害者・高齢者に配慮し、音声読み上げ及び文字拡大ソフトウェアを導入し、当該ソフトウェアに対応するページの作成に努めている。また、アクセシビリティに配慮したページの作成や修正が可能なホームページ作成用CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めている。（国土交通省）</p> <p>○JIS x 8341-3:2010を元に作成した環境省ウェブサイト作成ガイドラインに基づき、コンテンツの作成を進めている。（環境省）</p> <p>○防衛省ホームページにおいて、音声読み上げツールの導入、PDF形式のコンテンツのテキスト形式への移行、画像情報へのテキスト文の貼り付け、文字サイズ変更ボタンの設置、閲覧しているページがどの階層に位置しているかを示した情報の提供等、できる限り障害者用ブラウザに対応するよう配慮。（防衛省）</p> <p>○平成27年3月に日本工業規格（JIS X 8341-3:2010）に基づくウェブアクセシビリティの検証を実施し、試験結果をホームページで公開。（防衛省）</p>
(2) 選挙等における配慮等	9-(2)-1	総務省 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。	総務省 ○平成27年4月執行の統一地方選挙において、政見放送への手話通訳の付与を推進するとともに、点字や音声等による候補者情報（選挙公報）の提供を各都道府県選挙管理委員会に要請した。（実施主体：都道府県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会）
	9-(2)-2	総務省 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進する。	総務省 ○平成26年4月執行の統一地方選挙において、各都道府県選挙管理委員会に、投票所のバリアフリー化を要請するとともに、代理投票の適正な運用が行われるよう要請している。 ○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙（比例代表選挙）に係る政見放送において、手話通訳の付与を実施した。（全11政党が手話通訳を付与） ○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、点字や音声等による候補者情報（選挙公報）の提供を推進した。（実施主体：都道府県選管、全ての都道府県において点字版及び音声版を配布） ○代理投票の適正な運用が行われるよう各都道府県選挙管理委員会に要請している。
	9-(2)-3	総務省 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努める。	総務省 ○自書が困難な選挙人であっても容易に投票できる電子投票の技術的条件的適合確認等に係る予算を確保している。 ○総務省内に設置している「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告を受け、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票等の投票用紙等のオンライン請求について検討をするなど、投票機会の確保に努めている。
(3) 司法手続等における配慮等	9-(3)-1	警察庁 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。	警察庁 ○精神又は身体に障害のある者の取調べを行うに当たっては、その者の特性を十分に理解し、取調べを行う時間や場所等について配慮するとともに、その障害の程度等を踏まえ、手話通訳者を配置するなどの適切な措置を講じている。 ○警察大学校や都道府県警察学校等において、心理学等を専門とする講師を招き、障害者の特性を踏まえた適切な取調べに係る指導・教養を実施しているほか、採用時教育の段階から、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。
	9-(3)-2	警察庁 知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者の助言・立会い等の試行を継続するとともに、更なる検討を行う。	法務省 ○検察当局において、取調べその他の手続を行うに当たって、必要に応じ、聴覚障害者に対して手話通訳等を利用したり、知的障害者に対して分かりやすい発問や説明を行うなど、障害の内容・程度に応じた適切な配慮を実施。 ○検察庁に勤務する職員に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修において、障害者に関する理解・配慮に資する講義を実施している。
	9-(3)-3	法務省 矯正施設に入所する累犯障害者等に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。	法務省 ○知的障害によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対し、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行い、また、心理・福祉関係者から知的障害者の供述特性や発問方法等に関する助言を受け、あるいは取調べに立会人として心理・福祉関係者を同席させる試行を実施。 ○矯正施設に入所する累犯障害者等を対象とした社会復帰支援のためのプログラムの案について、同プログラム開発会議を実施の上、同プログラム改訂案を作成し、刑事施設4庁において第二次試行を開始した。

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
9-(3)-4	矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。	法務省	○障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに必要な福祉サービスを受けられるようにするため、地域生活定着支援センター、矯正施設及び保護観察所等が連携し、社会復帰の支援を行った。 (平成27年度実績：調整を実施した対象者730名、調整の結果、福祉施設等につながった人数479名。) ○支援の更なる充実強化を図るため、「再犯防止対策ワーキングチーム幹事会福祉・医療的支援タスクフォース」申合せに基づいて、関係省庁で協議し、今後の対応等について検討した。	○障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに必要な福祉サービスを受けられるようにするため、地域生活定着支援センター、矯正施設及び保護観察所等が連携し、社会復帰の支援を行った。 (平成27年度実績：調整を実施した対象者690名、調整の結果、福祉施設等につながった人数476名。) ○支援の更なる充実強化を図るため、再犯防止対策ワーキングチーム幹事会福祉・医療的支援タスクフォースにおいて、関係省庁で協議し、申合せを行った。
		厚生労働省	○平成21年度から、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが地域の関係機関等と連携して支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。 (平成27年度実績：矯正施設入所中の人への支援(1,396人)、矯正施設出所後の人への支援(1,862人))	○平成21年度から、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが地域の関係機関等と連携して支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。 (平成26年度実績：矯正施設入所中の人への支援(1,385人)、矯正施設出所後の人への支援(1,640人))
9-(3)-5	弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター(法テラス)等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要の支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。	法務省	○日本司法支援センターでは、法務省矯正局と連携し、各地の矯正施設において、仮釈放又は仮退院を予定している受刑者等に対する釈放前指導に、同センターの常勤弁護士等が講師として参加し、同センターによる法的援助の内容、利用手続、活用方法を教示する取組を試行的に実施した。また、保護観察所で民事法律扶助の法律相談援助を受けられるよう保護観察所と連携して取り組むなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援に継続的に努めた。 ○また、同センターが行っている情報提供や民事法律扶助制度等について案内する知的障がい者向けパンフレットを「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成28年4月の施行に向けて改訂した。改訂後の知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットを全国の地方事務所に備置き、必要に応じて利用者や関係機関への配布を行っている。	○日本司法支援センターでは、法務省矯正局と連携し、各地の矯正施設において、仮釈放又は仮退院を予定している受刑者に対する釈放前指導に、同センターの常勤弁護士等が講師として参加し、同センターによる法的援助の内容、利用手続、活用方法を教示する取組を試行的に実施し、再犯防止の観点からの社会復帰支援に努めた。 ○また、同センターが行っている情報提供や民事法律扶助制度等について案内する知的障がい者・視覚障がい者向けパンフレットを全国の地方事務所に備置き、必要に応じて利用者や関係機関への配布を行っている。
(4) 国家資格に関する配慮等	9-(4)-1 各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等において必要な配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた見直しを検討する。	警察庁	○警察庁所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、漢字に振り仮名を付ける等試験問題の配慮、手話通訳ができる職員の配置、実技試験における補助的手段の活用等の措置を講じている。 ○また、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)を改正し、聴覚障害者についても運転免許に補聴器条件を付することにより、第二種運転免許を取得できることとした(平成28年4月1日施行)。	○警察庁所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、漢字にふりがなをつけるなど試験問題の配慮、手話通訳ができる職員の配置、実技試験における補助的手段の活用などの措置を講じている。
		金融庁	○公認会計士試験においては、障害者がある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ健常者と同一条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、事前申請の内容を精査し、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、拡大鏡の使用許可、拡大問題の配布、マークシート解答用紙に代えて文字式解答用紙の配布等を、肢体障害者に対する措置として、車椅子の使用許可、身体の状態に配慮した受験室及び配席の決定等の措置を講じている。	○公認会計士試験においては、障害者がある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ健常者と同一条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、事前申請の内容を精査し、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、拡大鏡の使用許可、拡大問題の配布、マークシート解答用紙に代えて文字式解答用紙の配布等を、肢体障害者に対する措置として、車椅子の使用許可、身体の状態に配慮した受験室及び配席の決定等の措置を講じている。
		総務省	○平成12年度に心身障害者の欠格事由について、無線設備の操作に支障がない場合には免許を与えることができるよう法令を改正し、また無線従事者国家試験の実施等において障害者に不利が生じないよう配慮するなどの措置を講じている。具体的には、試験会場等のバリアフリー化、拡大文字・点字・口述などの試験問題の配慮、移動介助者の配置、試験時間の延長、拡大鏡や補聴器の使用承認、座席位置の配慮、別室での受験などの措置を講じている。	○平成12年度に心身障害者の欠格事由について、無線設備の操作に支障がない場合には免許を与えることができるよう法令を改正し、また無線従事者国家試験の実施等において障害者に不利が生じないよう配慮するなどの措置を講じている。具体的には、試験会場等のバリアフリー化、拡大文字・点字・口述などの試験問題の配慮、移動介助者の配置、試験時間の延長、拡大鏡や補聴器の使用承認、座席位置の配慮、別室での受験などの措置を講じている。
		法務省	○司法試験においては、障害者がある場合には、健常者との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン(ワープロ)の使用、拡大した問題集・答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン(ワープロ)の使用、拡大した答案用紙の配布、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。	○司法試験においては、障害者がある場合には、健常者との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン(ワープロ)の使用、拡大した問題集・答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン(ワープロ)の使用、拡大した答案用紙の配布、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。
		厚生労働省	○厚生労働省所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、手話通訳者等の配置、試験時間の延長、実技試験における補助的手段の活用、座席位置の配慮などの措置を講じている。	○厚生労働省所管の制度に関し、申込書類の変更や、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、手話通訳者等の配置、試験時間の延長、実技試験における補助的手段の活用、座席位置の配慮などの措置を講じている。
		農林水産省	○農林水産省所管の制度に関し、申込書類の変更や、手話通訳者等の配置、実技試験における補助的手段の活用、注意指示事項の紙媒体での配布などの措置を講じている。	○農林水産省所管の制度に関し、申込書類の変更や、手話通訳者等の配置、実技試験における補助的手段の活用、注意指示事項の紙媒体での配布などの措置を講じている。
		経済産業省	○弁理士試験においては、障害者の持つ学識及びその応用能力が適切に判定されるよう、受験者から申し出があった場合、身体機能障害度を診断書等で確認の上、個別に必要な措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、拡大鏡・点眼薬の使用許可、拡大試験問題集の提供、マークシートの代替としてチェック型答案用紙の提供、聴覚障害者に対する措置として、補聴器の使用許可、注意事項等の文字による伝達、肢体障害者に対する措置として、車椅子で受験可能な座席の用意、出入口付近の座席の用意などの措置を講じている。	○弁理士試験においては、障害者の持つ学識及びその応用能力が適切に判定されるよう、受験者から申し出があった場合、身体機能障害度を診断書等で確認の上、個別に必要な措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、拡大鏡の使用許可、マークシートの代替としてチェック型答案用紙の提供、聴覚障害者に対する措置として、補聴器の使用許可、注意事項等の文字による伝達、肢体障害者に対する措置として、車椅子で受験可能な座席の用意、回答を作成するに当たりパソコンの使用許可などの措置を講じている。
		国土交通省	○国土交通省所管の制度に関し、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、試験時間の延長などの措置を講じている。	○国土交通省所管の制度に関し、試験会場等のバリアフリー化、試験問題の配慮、試験時間の延長などの措置を講じている。

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
10. 国際協力				
(1) 国際的な取組への参加	10-(1)-1	我が国が平成19(2007)年に署名した障害者権利条約については、これまで、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定等、その批准に向けた取組が進められてきたところであり、これらの環境整備の進展も踏まえ、早期締結を目指し、必要な手続を進める。	外務省 ○我が国は、平成19年9月に障害者権利条約に署名し、その後法制度整備等も踏まえて、平成26年1月に同条約を批准し、同条約は同年2月に我が国について発効した。	○我が国は、平成19年9月に障害者権利条約に署名し、その後法制度整備等も踏まえて、平成26年1月に同条約を批准し、同条約は同年2月に我が国について発効した。
	10-(1)-2	障害者施策は国際的な協調の下に行われることが必要であり、国連や地域の国際機関等、国際的な非政府機関における障害者のための取組に積極的に参加する。	○国連においては、人権理事会、国連第3委員会等で障害者に関する決議が定期的に提出され、我が国としてもその趣旨に賛同し、可能な限り共同提案国として協力している。また、国際的な障害者団体によるイベント等への政府からの出席、日本人参加者への支援、共催、後援等を通じてこれらの取組に参加している。平成28年6月の障害者権利委員会選挙に我が国候補を擁立し、当選に向けた支援を実施した。 ○地域においては、我が国は障害者への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すため、平成4年にアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の場において「アジア太平洋障害者の10年」を提唱し、障害者施策を実施してきた。平成25年からの「第3回アジア太平洋障害者の10年」にも共同提案国として参加し、行動計画である「仁川戦略」が採択された。新戦略においても国連や地域の国際機関等と連携し、取組に参加することとしている。	○国連においては、人権理事会、国連第3委員会等で障害者に関する決議が定期的に提出され、我が国としてもその趣旨に賛同し、可能な限り共同提案国として協力している。また、国際的な障害者団体によるイベント等への政府からの出席、日本人参加者への支援、共催、後援等を通じてこれらの取組に参加している。 ○地域においては、我が国は障害者への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すため、平成4年にアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の場において「アジア太平洋障害者の10年」を提唱し、障害者施策を実施してきた。平成25年からの「第3回アジア太平洋障害者の10年」にも共同提案国として参加し、行動計画である「仁川戦略」が採択された。新戦略においても国連や地域の国際機関等と連携し、取組に参加することとしている。 ○2015年3月に仙台市において第3回国連防災世界会議が開催された。障害者に関する課題は、防災の主流化を実現するために不可欠な要素であり、主催の国連国際防災戦略事務局(UNISDR)へ働きかけを行い、同会議におけるアクセシビリティの向上や障害者に焦点を当てたセッションを設け、防災における障害者の包摂に取り組んだ。
	10-(1)-3	平成25(2013)年から10年間の「アジア太平洋障害者の十年(2013-2022)」について、アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)事務局や他加盟国と十分に連携しながら、域内の障害分野における国際協力に積極的に取り組む。	○仁川戦略ゴール7にある防災や災害対策における障害者への配慮を実現するため、ESCAPが障害者団体等との共催により実施した「障害者に配慮した防災に関するアジア太平洋地域会合」を踏まえ、ESCAPが取り組んでいる途上国における障害者への配慮を含んだ防災計画マニュアルの作成及び防災及び障害者に関する専門家会合の開催に関して支援を行った。	○仁川戦略ゴール7にある防災や災害対策における障害者への配慮を実現するため、ESCAPが障害者団体等との共催により実施した障害者に配慮した防災に関するアジア太平洋地域会合を支援した。また、ESCAPが取り組んでいる途上国における障害者への配慮を含んだ防災マニュアルの作成に関して支援を行った。
(2) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等	10-(2)-1	「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)に基づき、政府開発援助の実施に当たっては、相手国の実情やニーズを踏まえるとともに、障害者を含む社会的弱者の状況を考慮して行う。	○「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)では、「ODA政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。我が国は社会的弱者の置かれた状況を含む相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、平成23年度より、原則として、すべてのODA対象国について国別援助方針(平成27年度末までに、計111カ国分を策定済)を策定し、開発政策に取り組んできた。 ○また、平成17年2月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及しており、この方針の下で開発協力を推進してきている。 ○「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)においても、地域別政策、開発協力の適正性確保のための原則として公正性の確保・社会的弱者への配慮を挙げており、障害者等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を行い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行ってきている。	○「政府開発援助大綱」(平成15年8月29日閣議決定)では、「ODA政策の立案及び実施にあたっては、開発途上国からの要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。」としている。我が国は社会的弱者の置かれた状況を含む相手国の経済社会状況や開発政策、援助需要を十分把握し、それに沿った援助を実施するため、要請を受ける前から政策協議を活発に行うとともに、平成23年度より、原則として、すべてのODA対象国について国別援助方針(これまでに、計110カ国分を策定済)を策定し、開発政策に取り組んできた。 ○また、平成17年2月に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においても、障害者を含む社会的弱者への配慮を含む公平性の確保に言及しており、この方針の下で開発協力を推進してきている。 ○平成27年2月にODA大綱を改定し新たに閣議決定した開発協力大綱においても、地域別政策、開発協力の適正性確保のための原則として公正性の確保・社会的弱者への配慮を挙げており、障害者等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を行い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行ってきている。

III 分野別施策の基本的方向	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
10-(2)-2	外務省	<p>○研修コース</p> <p><課題別研修（平成27年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者リーダーシップ育成とネットワーク：6か国 9名 ・地域活動としての知的障害者支援：11か国 11名 ・地域に根差したインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計(A)：9か国 11名 ・地域に根差したインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計(B)：6か国 8名 ・地域に根差したインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計(C)：4か国 7名 ・障害のある子どものための授業づくり：1か国 10名 ・インクルーシブ教育/特別支援教育の推進：9か国 16名 <p><地域別研修（平成27年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア地域 障害者のメインストーリーミング及びエンパワメント促進：4か国 8名 ・アフリカ地域 アフリカ障害者の自立生活とメインストーリーミング：5か国 11名 <p><国別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロンビア 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン：10名 ・パキスタン 障害者社会参加促進ハリブール県行政官能力強化：14名 <p>○技術協力プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロンビア 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト 長期専門家派遣：3名 ・アフガニスタン 教師教育強化プロジェクトフェーズ2 研修員受入：13名 ・モンゴル 障害児のための教育改善プロジェクト 研修員受入：10名 ・マレーシア 障害者の社会参加支援サービスプロジェクトフェーズ2 長期専門家派遣：2名、短期専門家派遣：2名 <p>○第三国研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ 障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発に係る知識共創フォーラム（在外研修講師）派遣：1名 <p>○個別専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パキスタン 障害者社会参加促進アドバイザー 長期専門家：1名 ・ヨルダン 障害問題アドバイザー 長期専門家：1名 ・ヨルダン 障害者のアクセシビリティ改善のためのアドバイザー 短期専門家：8名 ・南アフリカ 障害者主流化促進アドバイザー 長期専門家：1名 ・ルワンダ 障害分野アドボカシー及び調整促進アドバイザー 長期専門家：1名 <p>○青年海外協力隊 長期（障害児・者支援，理学療法士，作業療法士）：65人</p> <p>○青年海外協力隊 短期（障害児・者支援）：8名</p> <p>○シニア海外ボランティア派遣（障害児・者支援，ソーシャルワーカー）：5人</p> <p>○拠出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。草の根・人間の安全保障無償資金協力：44件、約3.7億円 ・途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して、「日本NGO連携無償資金協力」に基づく支援を実施。日本NGO連携無償資金協力：9件、約1.5億円 JICA草の根技術協力事業：17件、約1.9億円 	<p>○研修コース</p> <p><課題別研修（平成26年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者リーダーシップ育成とネットワーク：6か国 7名 ・地域活動としての知的障害者支援：10か国 11名 ・地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント(B)：8か国 11名 ・地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント(C)：9か国 11名 <p><地域別研修（平成26年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア地域 障害者のメインストーリーミング及びエンパワメント促進：4か国 8名 ・アフリカ地域 アフリカ障害者の自立生活とメインストーリーミング：5か国 10名 <p><国別研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨルダン アクセシビリティ改善：9名 ・ヨルダン 地域に根ざした就労支援による障害者の経済的エンパワメント(A)：1名 ・パキスタン 障害者社会参加促進ハリブール県行政官能力強化：14名 ・青年研修パキスタン/障がい者支援制度コース：7名 <p>○技術協力プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア 障害者の社会参加支援サービスプロジェクトフェーズ2 長期専門家派遣：2名 短期専門家派遣：2名 研修員受入：8名 ・ミャンマー 社会福祉行政官育成プロジェクトフェーズ2 長期専門家派遣：1名 ・アフガニスタン 教師教育における特別支援教育強化プロジェクトフェーズ2 研修員受入：4名 ・コロンビア 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト 長期専門家派遣：3名 <p>○第三国研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チリ 身体障害者リハビリテーション・自立支援における人材育成プロジェクト 専門家（在外研修講師）派遣：1名 ・コスタリカ コミュニティに根ざしたインクルーシブな開発 専門家（在外研修講師）派遣：1名 <p>○個別専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パキスタン 障害者社会参加促進アドバイザー 長期専門家：1名 ・ヨルダン 障害問題アドバイザー 長期専門家：1名 ・ヨルダン 障害者のアクセシビリティ改善のためのアドバイザー 短期専門家：（延べ）7名 ・南アフリカ 障害者主流化促進アドバイザー 長期専門家：1名 <p>○青年海外協力隊 長期（障害児・者支援，理学療法士，作業療法士等）：65人</p> <p>○青年海外協力隊 短期（障害児・者支援等）：18名</p> <p>○シニア海外ボランティア派遣（障害児・者支援，ソーシャルワーカー等）：13人</p> <p>○拠出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国における障害者のためのリハビリ施設の整備等に対する支援を実施。草の根・人間の安全保障無償資金協力：46件、約3.6億円 ・途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して、「日本NGO連携無償資金協力」に基づく支援を実施。日本NGO連携無償資金協力：8件、約1.9億円 JICA草の根技術協力事業：13件、約1.8億円
10-(2)-3	外務省	<p>○政策や計画の策定過程においては、障害者のニーズを最も理解している障害者自身が意思決定や実施に加わることが重要であるため、障害者が中心となって様々な意思決定や事業の実施を担う当事者中心の取組を推進している。例えば、コロンビア「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」では、障害者の実態を把握し、障害者の社会参加を実現するための戦略の形成を支援することを通じ、コロンビアにおいて紛争被害者を始めとする障害者の社会参加が継続することを目指している。平成27年度には、障害者の実態を把握するため、障害者の参加を得て、パイロットサイトの基礎調査を行った。</p>	<p>○政策や計画の策定過程においては、障害者のニーズを最も理解している障害者自身が意思決定や実施に加わることが重要であるため、障害者が中心となって様々な意思決定や事業の実施を担う当事者中心の取組を推進している。例えば、コロンビア「障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト」では、障害者の実態を把握し、障害者の社会参加を実現するための戦略の形成を支援することを通じ、コロンビアにおいて紛争被害者を始めとする障害者の社会参加が継続することを目指している。具体的には、①障害者の能力強化、②障害者やその家族、関係機関や地域社会等を対象とした障害に関する啓発、③物理面及び情報面のアクセシビリティの改善等に取り組む計画である。なお、本プロジェクトでは、障害者の長期専門家を派遣している。</p>

III 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況	
(3) 国際的な情報発信等	10-(3)-1	我が国の障害者施策について、その特徴や先進性に留意しつつ、対外的な情報発信を推進する。	外務省	○我が国は平成27年6月の第8回障害者権利条約締約国会議に出席し、ポスト2015開発アジェンダ採択に向けた国際協力の重要性についてのステートメントを行った。	○我が国は平成26年6月の第7回障害者権利条約締約国会議に締約国として初めて出席し、我が国の市民社会の役割、国際協力の重要性ならびに障害と防災についてのステートメントを行った。
	10-(3)-2	国際機関や外国政府等の障害者施策に関わる情報の収集及び提供に努める。	内閣府	○既に障害者差別禁止法制が施行されている国々において、合理的配慮の提供をめぐるどのような調整が行われているのかを明らかにするとともに、我が国における合理的配慮の提供に際しての合意形成と調整の在り方の検討に資する知見を得るため、アメリカ及びイギリスを対象に「合理的配慮提供に際しての合意形成プロセスと調整に関する国際調査」を実施した。 ○障害者政策委員会において、第3次障害者基本計画の監視を行うに当たり、国連障害者の権利に関する委員会の前委員長であるロン・マッカラム氏（シドニー大学名誉教授）を招聘し、同委員会による政府報告審査の視点や、締約国と同委員会との建設的対話の在り方について講演いただき、意見交換を行うなど、障害者政策委員会の各委員が監視に当たっての心構えを共有することに努めた。	○障害者権利条約における、「自国について効力を生じた後2年以内」に行うべき「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」について、先行して同条約を批准した諸外国（韓国、オーストラリア、スウェーデン、スペイン、ニュージーランド）における最初の報告の検討状況等を把握することにより、我が国における円滑な最初の報告の提出へ寄与することを目的として調査研究事業を実施し、実施報告書を内閣府のホームページに掲載。 ○第12回障害者権利委員会の視察を行い、各国の報告の内容や当該報告の検討過程に関する情報を収集するとともに、障害者権利委員会委員や国連事務局等の関係者との意見交換等を実施。 ○APEC首脳会合の開催にあわせて開催された、サイドイベント及び事前会合へ出席し、APECメンバーの政府機関や障害者団体等と障害者の平等な権利保障に関する意見交換等を実施。
(4) 障害者等の国際交流の推進	10-(4)-1	障害者団体等による国際交流や障害分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援するとともに、途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して支援を行う。	内閣府	○我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上とネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、障害者関連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。	○我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上とネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、障害者関連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流を実施。
			外務省	○途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して「日本NGO連携無償資金協力」を通じた、障害者に対する就労・就学支援、中古車椅子の供与、学校におけるインクルーシブ/インクルージョン教育推進事業等を実施。例えば、ベトナムにて3か年事業の最終年として公立小学校におけるインクルージョン教育システムの構築を目的に、キーティーチャー（学校長や教員指導にあたる教員）を対象とした障害児教育研修やカウンセリング研修の実施やキーティーチャーによる模擬授業の実施、キーティーチャーによる各校での他教員へのインクルージョン教育研修の実施、インクルージョン教育マニュアルの作成・発行等を行っている。	○途上国における障害者関連事業に携わる我が国のNGOに対して「日本NGO連携無償資金協力」を通じた、障害者に対する就労・就学支援、中古車椅子の供与、心理社会的ケア事業等を実施。例えば、タジキスタンにて3か年事業の2年目として実施中の障害児のためのインクルーシブ教育推進事業においては、学校（2校）施設のバリアフリー化工事および支援学級の整備とともに、インクルーシブ教育（初等・中等教育において、障害を持つ児童を通常学級で教育を実践する取組）の理解促進のための教職員対象の研修及び生徒・地域住民を対象とした啓発イベントを実施。
	10-(4)-2	文化芸術活動、スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援する。	外務省	○2016年リオ・パラリンピック大会開催前関連イベントに際する関係者の海外渡航便宜供与を行った。 ○Sport for Tomorrowプログラムの一環として、スポーツ外交推進事業による選手等の招へい及び障害者スポーツ関係セミナーを実施した。 ・ベトナム：障害者水泳選手及びコーチの招へい（5名）、障害者パワーリフティング選手及びコーチの招へい（5名） ・カザフスタン：カザフスタン・パラリンピック委員会幹部の招へい（6名） ・ラオス：ラオスにおける草の根障害者レクリエーションスポーツ普及促進・交流セミナー	○2016年リオ・パラリンピック大会開催前関連イベントに際し、関係者の海外渡航便宜供与を行った。 ○第18回冬季デフリンピックに際し、選手団に対して海外安全情報や医療情報等の提供および海外渡航便宜供与を行った。また、現地館員が選手団の一部日程に帯同して側面支援を実施した。
		厚生労働省	○国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において国際交流事業を実施。	○国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）での国際交流事業を実施。	

IV 推進体制	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
<p>1. 連携・協力の確保</p> <p>政府の障害者施策を一體的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。</p> <p>また、基本計画は政府の障害者施策の基本的方向を定めるものではあるものの、その着実な実施及び推進には、地方公共団体との連携・協力が必要不可欠であることから、都道府県及び市町村における障害者計画の策定に関する情報提供、研修機会の提供、広報・啓発活動等、地方公共団体との連携・協力体制の一層の強化を図る。</p> <p>障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、政府における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得よう努める。特に、障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の自主的な活動は重要な役割を果たしており、基本計画の推進に当たっては、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図る必要がある。</p> <p>我が国の障害者施策における取組やその成果について積極的に海外に発信するとともに、国際機関、諸外国政府等との連携・協力を努める。</p>	内閣府	<p>○各府省庁において、相互に緊密に連携・協力を図りつつ、本基本計画に基づく取組の実施に努めた。</p> <p>○政府は、障害者のために政府が講じた施策の概況に関する報告書を取りまとめ、平成27年5月24日に閣議決定を行い、国会に提出するとともに、広く一般に向けて刊行し、内閣府のホームページに電子媒体を掲載し、国民に対して情報提供を行った。</p> <p>○障害者差別解消法の関係府省庁による連絡会議を開催したほか、対応要領・対応指針の策定においては、各府省庁が合同で障害者団体等からのヒアリングを実施した。</p> <p>○障害者差別解消法について都道府県・政令指定都市に対する説明会を開催し、対応要領・対応指針、合理的配慮等の具体例、地域協議会など、円滑な法施行に向けた働きかけを行った。</p>	<p>○各府省庁において、相互に緊密に連携・協力を図りつつ、本基本計画に基づく取組の実施に努めた。</p> <p>○政府は、障害者のために政府が講じた施策の概況に関する報告書を取りまとめ、平成26年6月17日に閣議決定を行い、国会に提出するとともに、広く一般に向けて刊行し、内閣府のホームページに電子媒体を掲載し、国民に対して情報提供を行った。</p> <p>○内閣府は、地方公共団体における障害者計画の策定状況や障害者施策の先駆的な取組等についての情報を取りまとめ、公表することで、地方公共団体相互間の情報共有、地方公共団体との連携・協力を図り、障害者計画の策定を推進した。</p>
2. 広報・啓発活動の推進			
<p>(1) 広報・啓発活動の推進</p> <p>障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。</p> <p>また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p> <p>障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。</p>	内閣府	<p>○政府広報として、国民理解促進のための広報活動を実施。</p> <p>○バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。</p> <p>○障害及び障害者に関する国民への理解と関心を高めることを目的として、障害者フォーラム2015「記念シンポジウム」（基調講演・パネルディスカッション）を平成27年12月3日に開催するとともに、障害者団体等による「障害者週間連続セミナー」を平成27年12月5日～6日に、東京において開催。</p> <p>○鉄軌道事業者との連携による「障害者週間のポスター」約2,700枚を全国の駅へ掲示。</p> <p>○行政、各種団体の全国の障害者週間行事をホームページに掲載。</p>	<p>○政府広報として、国民理解促進のための広報活動を実施。</p> <p>○バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。</p> <p>○障害者に関する様々なテーマについて、障害者団体等が交代で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を平成26年12月5日、6日の2日間、東京において実施。</p> <p>○鉄軌道事業者との連携による「障害者週間のポスター」約3,000（2,953）枚を全国の駅へ掲示。</p> <p>○行政、各種団体の全国の障害者週間行事をホームページに掲載。</p>
<p>(2) 障害及び障害者理解の促進</p> <p>引き続き、国民の障害及び障害者に対する理解を促進するための取組を推進する。とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、一般国民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。</p> <p>障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。</p> <p>さらに、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。</p>	内閣府	<p>○障害及び障害者に関する国民への理解と関心を高めることを目的として、障害者フォーラム2015「記念シンポジウム」（基調講演・パネルディスカッション）を平成27年12月3日に開催するとともに、障害者団体等による「障害者週間連続セミナー」を平成27年12月5日～6日に、東京において開催。</p> <p>○全国の小・中学生等による「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の入賞作品を掲載した「出会い、ふれあい、心の輪 平成27年度入賞作品集」を全国の小・中・高等学校等へ配布。</p> <p>○平成27年12月3日「障害者フォーラム2015」において、障害者団体等が作成する「障害者に関するマーク」を配布。</p>	<p>○平成26年度「障害者週間連続セミナー」において、様々な障害の理解促進を目的とする講演、パネルディスカッション等を実施。</p> <p>○小・中学生を中心に募集する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」表彰事業や同優秀賞作品を掲載した「作品集」を全国の小・中・高等学校等へ配布。</p> <p>○12月3日「障害者フォーラム2014」において、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等を配布。</p>
<p>(3) ボランティア活動等の推進</p> <p>児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援しよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。</p> <p>また、特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む、多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。</p>	文部科学省	<p>○教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。</p> <p>○点訳や移動支援など、障害者を対象とした活動を含め、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援を実施。</p>	<p>○教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。</p> <p>○点訳や移動支援など、障害者を対象とした活動を含め、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援を実施。</p>
	厚生労働省	<p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。（5-2）-1の再掲</p>	<p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。（5-2）-1の再掲</p>
	国土交通省	<p>（H24年度末）（H25年度末）（H26年度末）（H27年度末）</p>	<p>（H24年度末）（H25年度末）（H26年度末）</p>
		バリアフリー教室開催 218回 236回 244回 244回	バリアフリー教室開催 218回 236回 244回

IV 推進体制	関係省庁	平成27年度実施状況	平成26年度実施状況
<p>3. 進捗状況の管理及び評価</p> <p>各分野における障害者施策の一義的な責任を負うこととなる各府省においては、障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努める。また、各府省は、本基本計画に掲げる施策に関して、適当な事項について具体的な達成目標を設定するよう努めるとともに、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価し、その結果に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>本基本計画の着実な推進を図るために策定する各分野における成果目標は別表のとおりである。なお、これらの成果目標は、それぞれの分野における具体的施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施することにより、政府全体で達成を目指す水準であり、地方公共団体や民間団体等の政府以外の機関・団体等が成果目標に係る項目に直接取り組む場合においては、成果目標は、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられる。</p> <p>障害者政策委員会においては、障害者基本法に基づき、政府全体の見地から本基本計画の実施状況の評価・監視し、必要に応じて内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に本基本計画の実施に関して勧告を行う。その際、障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実を図る。</p> <p>社会情勢の変化等により本基本計画の変更の必要性が生じた場合、あるいは本基本計画の推進及び評価を通じて本基本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、政府は本基本計画を柔軟に見直すこととする。</p>	<p>内閣府 各府省庁</p>	<p>○各府省庁において、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努めた。また、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価するための準備を行った。</p> <p>○障害者政策委員会においては、障害者権利条約に基づく政府報告の提出を視野に入れて本基本計画の実施状況の監視を行い、平成27年9月に、監視の結果を「議論の整理」として取りまとめた。また、当該監視を行うに当たっては、国連障害者の権利に関する委員会の前委員長であるロン・マッカラム氏（シドニー大学名誉教授）を招聘し、同委員会による政府報告審査の視点や、締約国と同委員会との建設的対話の在り方について講演いただき、意見交換を行うなど、障害者政策委員会の各委員が監視に当たっての心構えを共有する組にも努めた。</p>	<p>○各府省庁において、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努めた。また、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価するための準備を行った。</p> <p>○障害者政策委員会においては、随時、必要に応じ各府省庁の取組の把握を行った。また、障害者権利条約に基づく政府報告の提出を把握した。本基本計画の実施状況の監視の在り方について検討を行った。</p>
<p>4. 法制的整備</p> <p>本基本計画の推進及び推進状況の評価を通じて、その必要が認められた場合には、政府において所要の法制的な整備を検討する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○障害者差別解消法に基づく基本方針に則して、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するため、各府省庁において職員に向けた対応要領を策定するとともに、事業を所管する主務大臣において所管事業者に向けた対応指針を策定した。</p> <p>○対応要領・対応指針の策定においては、各府省庁が合同で対応要領及び対応指針についての障害者団体等からのヒアリングを実施（平成27年7月）し、その後、各府省庁において順次パブリックコメントを行った。</p> <p>○8地方公共団体においてモデル会議を開催し、有識者等により構成された「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」での検討を経て、平成27年11月に「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」を取りまとめた。さらに、平成28年3月に、同検討会での議論を踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営指針」を策定したほか、モデル会議の成果等を踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」の改訂を行った。</p>	<p>○障害者差別解消法に基づく基本方針については、障害者政策委員会において、平成25年11月から約1年をかけ、計11回の審議を行って原案を作成し、その後、パブリックコメントを経て、平成27年2月24日に閣議決定を行った。障害者政策委員会での審議の中では、委員会委員を始め、障害者団体、事業者等の関係者からのヒアリングを実施。</p> <p>○障害者差別解消に関する条例を既に制定又は制定に向けた取組を進めている地方公共団体と協力して、障害者差別の解消に資する取組を実施し、有識者等により構成された「障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」において、その効果や影響を検証した。具体的には、岩手県、千葉県、さいたま市、浦安市の4地方公共団体の協力の下、各地域においてモデル会議を開催。</p>
<p>5. 調査研究及び情報提供</p> <p>障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果について、本基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用を図る。また、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する。</p> <p>本基本計画の推進において広く国民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、国民の意見の反映に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。</p>	<p>内閣府 法務省</p>	<p>○既に障害者差別禁止法制が施行されている国々において、合理的配慮の提供をめぐるどのような調整が行われているのかを明らかにするとともに、我が国における合理的配慮の提供に際しての合意形成と調整の在り方の検討に資する知見を得るため、アメリカ及びイギリスを対象に「合理的配慮提供に際しての合意形成プロセスと調整に関する国際調査」を実施した。</p> <p>○昨年度に引き続き、法務総合研究所において、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」を実施した。</p>	<p>○障害者権利条約における、「自国について効力を生じた後2年以内」に行うべき「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」について、先行して同条約を批准した諸外国（韓国、オーストラリア、スウェーデン、スペイン、ニュージーランド）における最初の報告の検討状況等を把握することにより、我が国における円滑な最初の報告の提出へ寄与することを目的として調査研究事業を実施し、実施報告書を内閣府のホームページに掲載。</p> <p>○法務総合研究所において、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」を実施している（平成26・27年度の2か年計画）。</p>